

国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)

10年の歩み

～模倣品・海賊版ゼロの世界を目指して～

国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)事務局

JETRO

国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)

10年の歩み

～模倣品・海賊版ゼロの世界を目指して～

Contents

巻頭挨拶

国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)座長 志賀俊之	1
経済産業大臣 枝野幸男	2

第1章 国際知的財産保護フォーラムの概要

1. 設立目的と日本および国際社会における役割	4
2. IIPPF の基本的特徴	5

第2章 IIPPF の 10 年の軌跡

1. 黎明期(2002～2003 年度)	13
2. 協力・要請期(2004～2007 年度)	20
3. 発展期(2008 年度～)	27

第3章 主たる活動成果

1. 日本企業の模倣品被害率の減少	34
2. 日本政府との一体的取り組みの恒常化	35
3. 日本における知的財産保護意識の向上	35
4. 諸外国との人材育成等の協力事業に貢献し、人的関係を構築	36
5. 諸外国の産業界と共同した提言の発出、協力の MOU(覚書)の締結	36
6. 諸外国政府の積極的な摘発活動に貢献	38
7. 要請内容が諸外国の法改正等に反映	38
8. 諸外国の法改正等における成果一覧	57

第4章 今後の展望

資料編 年表 主な出来事	68
資料編 IIPPF 活動の詳細	83
IIPPF 会員名簿	99

Columns

IIPPF 発足当時の思い出 初代第1プロジェクト幹事 中山 喬志	10
IIPPF 発足の頃 同志社大学法学部 教授 齋藤憲道	17
日米欧連携を振り返って 日本貿易振興機構 知的財産課 森 詩郎	24
IIPPF 企画委員長としての活動の思い出 日本知的財産協会専務理事 久慈 直登	26
模倣品対策の情報共有化を図る 第3プロジェクト 副幹事 日本弁理士会 黒瀬 雅志	32
IIPPF10周年に寄せて 第1プロジェクト幹事 小園江 健一	62
IIPPF10周年に寄せて IIPPF 企画委員長 河本 健二	67
IIPPF 二代目座長 宗国旨英氏にインタビュー 宗国 旨英	18

Topics

模倣品・海賊版対策の必要性	8
真贋判定セミナー	21
偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）について	23
招聘事業における IIPPF の協力	28



10周年を迎えて

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）座長
志賀 俊之

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）は、2002年4月、海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲のある59団体、82企業が業種横断的に集まり設立され、本年4月に10周年を迎えました。この10年の道のりは決して平坦なものではありませんでしたが、歴代座長を始めとする会員企業の皆様方のご尽力及び多くの方々のご支援により、IIPPFは日本の知的財産侵害対策の中核組織としての地位を確立し、さらに中国政府を始めとする各国政府との協力関係が構築され、国際的にも認知されるに至りました。これまで積極的にIIPPFの活動にご参加いただき活動を牽引してくださった皆様及びIIPPFの活動をご支援頂いた全ての皆様に改めて御礼申し上げます。

模倣品・海賊版等の問題は企業利益の保護もさることながら、消費者保護の観点からも決して看過してよい問題ではありません。模倣品・海賊版には品質の劣悪なものもあり、それらにより事故等が生じ、消費者の生命・身体の安全が害されることがあります。また生命・身体の安全が害されなくても、粗悪な模倣品等により関連機器が故障する等、単に粗悪品を購入したということに留まらない被害を消費者に及ぼします。このような消費者の被害を未然に防止することは、企業の重要な社会的責任であると考えます。

しかしながら、一企業による対策には当然のこと

ながら限界があり、対処できない問題が多々あるのも事実です。IIPPFでは、そういった一企業では対応が困難な様々な問題について、会員企業間で協力し、さらに日本政府と協力して解決を図ってきました。こうした企業間・官民での協力が、繰り返される知的財産侵害を防止する大きな力になると考えます。

またIIPPFは「協力と要請」の理念に基づき中国政府を始めとする諸外国の政府機関とも様々な協力を行ってきました。特に近年においては、中国の法執行を担う中国地方政府機関との交流を強化しており、2011年には中国地方政府に対する初の官民合同ハイレベルミッションとして中国広東省政府にミッションを派遣し、広東省政府と知的財産保護のための協力関係を構築しております。

そして今後も、会員企業間の連携を強化し、日本政府および諸外国政府と協力し、国際的な知的財産保護の促進に貢献していく所存です。

本書では、こうしたIIPPFの10年の軌跡及びその成果を取りまとめ、記載しております。本書をお読みいただき、IIPPFの活動に興味をもって頂ければ幸いです。

最後に、末筆ではございますが、これまでIIPPFの活動に多大な支援を実施して頂いた経済産業省・特許庁の日本政府及びジェトロ関係者に心より感謝申し上げます。



「国際知的財産保護フォーラム 10 周年記念誌」の発刊に寄せて

経済産業大臣
枝野 幸男

国際知的財産保護フォーラムが設立された平成 14 年は、知的財産基本法が制定されるなど、我が国が「知的財産立国」に向け国を挙げて取り組む転換点となりました。それから 10 年、高い競争力を誇る我が国の製品やサービスの模倣品・海賊版を撲滅するため、国際知的財産保護フォーラムは、従来にない規模とエネルギーを擁し、各国政府機関に取締の徹底や制度の改善を求めてきました。7 回にわたる官民合同ミッションの実施など、フォーラムの精力的な活動の結果、模倣品や海賊版を許さない我が国の強い姿勢は多くの地域で認知され、政府機関等の具体的な対応を導きました。フォーラムの活動に様々な形で関わられた関係者の皆様の御貢献に改めて感謝申し上げます。

言うまでもなく、模倣品・海賊版の蔓延は、権利者が本来得るべき利益を奪い、新たな知的財産の創造意欲を減退させるものであり、活力ある経済活動を阻害する害悪です。加えて、知的財産の適切な保護は、各国の消費者を粗悪な製品や不正な商行為から守ることにもつながり、当該国にも便益をもたらします。この観点から、国際知的財産保護フォーラムが、青少年への教育を含む普及啓発活動や、違反行為を監視するための技術協力にも活動の幅を広げていることは、各国と互恵的な関係を築くものとして大変意義深いと考えます。

残念なことに、模倣品・海賊版問題は、依然として中国をはじめ世界の広い地域で発生しています。また、その手口はますます巧妙化・悪質化しています。節目を迎えた国際知的財産保護フォーラムにおかれては、その設立の精神に則り、一層の御尽力をされるよう期待申し上げます。政府としても、その活動を支えるため、あらゆる外交機会を捉えて各国政府と制度や運用の改善を図る所存です。

第 1 章

国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) の概要

第1章 国際知的財産保護フォーラムの概要

1. 設立目的と日本および国際社会における役割

国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）は、2002年4月、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化し、個別企業や業界では対処が困難な問題についての官民合同の協力拠点となり、国内外の政府機関等に対し一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、設立された。

その後、現在に至るまでの10年の間、IIPPFは実にさまざまな活動を行ってきた。その活動は日本国内・国外において主として以下の点において多大な役割を果たしてきた。

日本における役割

- 日本産業界のブランド保護
- 日本産業界のブランドの国際競争力の強化
- 日本における知的財産意識の醸成

日本国外における役割

- 知的財産侵害状況の改善による投資環境の整備
- 知的財産侵害品による消費者被害の抑止
- 犯罪組織に対する資金供給の防止

このように、IIPPFは日本の産業界だけでなく国際社会にも多大な貢献をしてきたが、その道のりは決して平坦なものではなかった。

以下では、IIPPFの基本的な特徴を説明し、その後この10年の軌跡・成果を紹介する。



2010年 ハイレベルミッション
商務部訪問

2. IIPPF の基本的特徴

<会員構成>

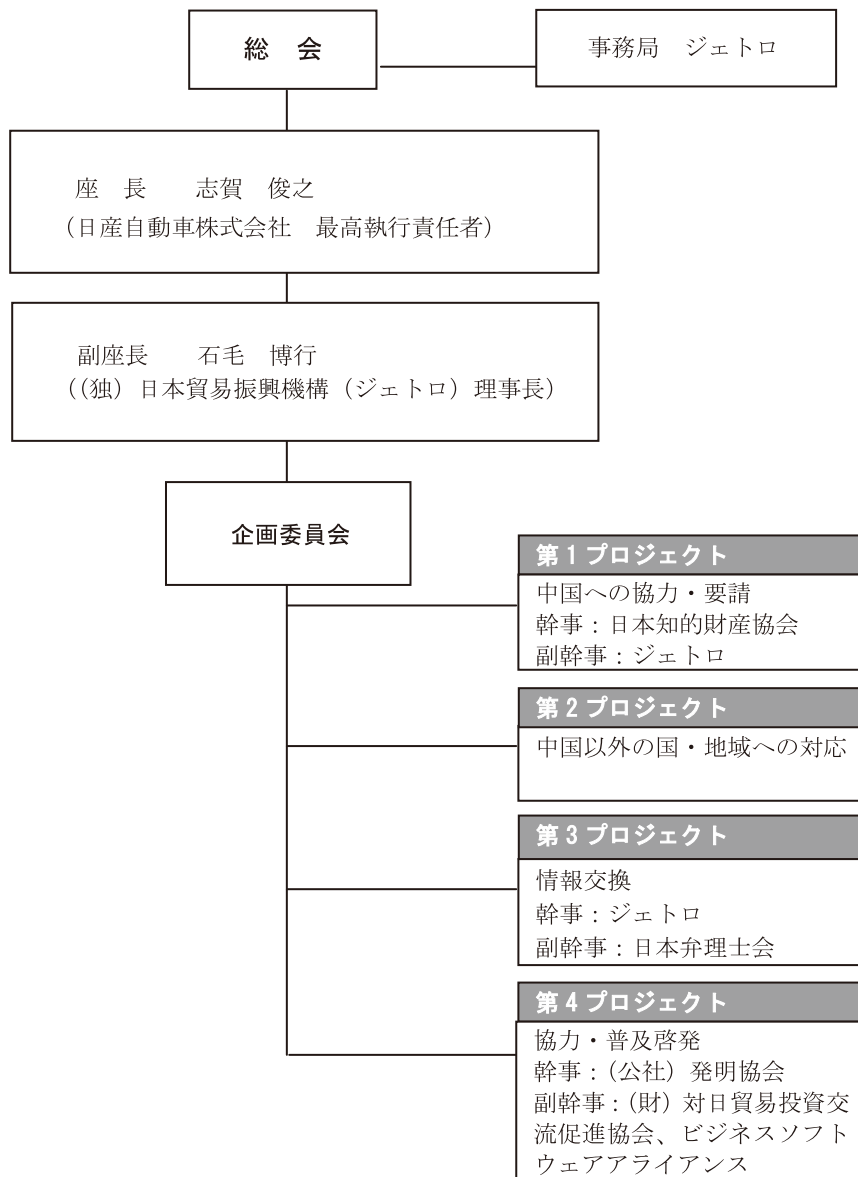
オールジャパン（業種横断的）の海外の知的財産侵害対策

IIPPF の第1の特徴として、その会員要件および構成が挙げられる。IIPPF の参加要件は日本に拠点を有している権利者および関連団体であり、会費はない。このため参加企業は業種横断的であり、かつ大企業から中小企業まで幅広く参加している。この結果、IIPPF には幅広い日本産業界のニーズが集約され、オールジャパンとして業種横断的な海外の知的財産侵害対策を実施する組織となっている。

<組織>

4つのプロジェクトと柔軟性のある活動

IIPPF は下図のとおり組織されている。



「総会」を最高の意思決定機関として、その下に「座長」の諮問に応じて IIPPF の活動方針を審議する機関として「企画委員会」が設置されている。そして実際に活動する組織として各プロジェクトが存在し、IIPPF においては設立当初から 4 つのプロジェクトが組織され、これを中核として活動が開始された。その後、中国政府と良好な関係を構築したなどの状況の変化にともない、各プロジェクトはその役割をさまざまに変化させながら、現在も以下のとおり活動を継続している。

- ・ 第 1 プロジェクト----「中国への協力・要請」プロジェクト
- ・ 第 2 プロジェクト----「中国以外の国・地域への対応」プロジェクト
- ・ 第 3 プロジェクト----「情報交換」プロジェクト
- ・ 第 4 プロジェクト----「協力・普及啓発」プロジェクト

以上の 4 つのプロジェクトが中核になり活動が行われている。そして、海外における知的財産権侵害問題はさまざまなものがあり、かつ予見できない問題が生じることもあることから、IIPPF の活動範囲は知的財産権に関連していれば特に限定はなく、これまでの活動も産業財産権（特に商標権）の侵害・著作権侵害・不正競争防止法違反行為・育成者権など、広範囲にわたっている。

これに加え近年では、これら 4 つのプロジェクトにとらわれることなく、特定のテーマや地域について関心のある者が集まりワーキング・グループ（インターネット WG 等）や研究会（ロシア・東欧 WG 等）が組成されるなど、知的財産権に関する新たな問題に柔軟に対応した活動が行われている。



2011 年度 総会

＜活動方針＞

（1）官民協力の拠点に

IIPPF は個別企業や業界では対処が困難な問題についての官民協力の拠点となり、国内外の政府機関等に対し知的財産保護の促進を求めることを目的に組成された。このため、その活動方針の特徴の一つとして「官民協力の拠点」となることが挙げられる。IIPPF が官民協力の拠点になることにより、官は日本産業界の現状をしっかりと把握し、それを施策に反映することができ、民は日本産業界だけでは対処できない他国政府からの提案など（日本法の解説や情報提供）についても柔軟な対応が可能になるなど、相互に補完し、海外の知的財産に関する問題についてより有効かつ実益的な対策をとることが可能となっている。特に中国政府との関係では、日中政府間において知的財産に関する協議の場が持てなかった時期においては、IIPPF が官民協力の拠点となり、中国政府との協議の場を切り拓く、日中の交流を継続した。

また近年、日中政府間において知的財産に関する協議の場が設けられて以降は、日中政府間の協議に IIPPF がオブザーバーとして参加し、それを IIPPF のその後の活動に活かし、他方で IIPPF の活動が日中政府間協議の内容に反映されるなど、日本政府と IIPPF が密接に連携して知的財産保護を推進している。

この「官民協力」が中国政府をはじめとする諸外国政府に評価されている点の一つである。

（2）「協力と要請」

IIPPF の活動方針のもう一つの特徴は、国外の政府機関等に対し「協力」と「要請」という二つの理念をもって活動していることである。それは IIPPF が単に「要請」だけを行い、その実現を政府機関等に一方的に押し付けるのではなく、政府機関等と「協力」して、共に、対象国の知的財産保護状況の改善を推し進めていくということである。また「協力」により対象国政府との間に相互理解が深まり、対象国の実情を踏まえた現実的かつ具体的な「要請」が可能となる。

IIPPF の基本的特徴

- オールジャパン（業種横断的）の海外の知的財産侵害対策・幅広い日本の産業界のニーズを集約
- 4つのプロジェクトを中核に知的財産侵害対策の状況に応じた柔軟な活動
- 官民協力の拠点
- 「協力と要請」

TOPIC

模倣品・海賊版対策の必要性

模倣品・海賊版対策に取り組むことは、「企業の創造的活動の継続」「企業の利益保護」、「企業の社会的責任」のため、重要な経営課題である。

●企業の創造的活動の継続

模倣品・海賊版が氾濫すると、模倣行為・海賊行為を行うことで安易に利益を得る者がいる一方で、新しい価値を創造した者に利益が還元されなくなる。この結果、企業・個人における新たな製品・サービスの創造意欲は阻害され、さらに容易に利益を挙げることのできる模倣行為・海賊行為を行い、新たな創造を行わなくなる。その場合、消費者も新たな製品・サービスの提供を受けることができなくなる。このように、模倣行為・海賊行為は新たな創造を妨げるものであるから、企業・個人の創造的な活動を継続するためにも、模倣品・海賊版対策の実施は極めて重要である。

●企業利益の保護

模倣品・海賊版を放置することは真正品の売り上げの低下を招く。模倣品・海賊版が真正品と競合している場合には、模倣品・海賊版の氾濫は真正品の売り上げ低下に直結する。また、模倣品・海賊版が真正品と競合していない場合であっても、模倣品・海賊版の氾濫はブランド価値の希釈・毀損を招くため、これを放置することは真正品の売り上げ低下に繋がる。

さらに模倣品・海賊版により事故が生じた場合、模倣品・海賊版であることを知らずに購入した消費者が真正品業者を訴える可能性がある。このため、模倣品・海賊版を放置することは訴訟リスクを高めることになり、ひとたび訴訟が提起されれば、それに多大な費用と時間を要し、さらにはブランド価値が毀損されることは論を俟たない。

このように、企業の利益を保護するために模倣品・海賊版対策は極めて重要な経営課題である。



模倣品・海賊版の例
意匠権侵害

●企業の社会的責任

模倣品・海賊版は品質の悪いものも多く、企業が模倣品・海賊版を放置した結果、消費者が粗悪品を購入したということに留まらず、関連機器等の故障や、最悪の場合には消費者の健康・安全が害される可能性もある。このため、模倣品・海賊版対策を実施し、これらの消費者被害を未然に防止することが、企業の社会的責任として重要である。

また模倣品・海賊版は犯罪組織の資金源となっていることも多く、模倣品・海賊版対策は犯罪組織に対する資金供給を防止するという観点からも重要である。



模倣品・海賊版の例
商標権侵害

模倣品・海賊版の例 商標意匠権侵害



IIPPF 発足当時の思い出

初代第1プロジェクト幹事 中山 喬志

IIPPF が 10 年を経過し、ますます積極性を増し、中国との関係を含め充実した活動を続けられていること、大変に喜ばしく思います。

手元に残っている発足当時の資料を見返すと、当時のことが思い起こされます。2001 年 11 月、「模倣品対策の強化のための組織化について」を議題として審議するために、特許庁国際課より業界団体（業種別の工業会）、関連の IP 団体（JETRO、発明協会、日本知的財産協会）へ声が掛かりました。


当時の中国企業による模倣品被害の対応は、被害を受けた企業や当該企業が属する業界団体（日本自動車工業会、日本時計協会、日本ベアリング協会、日本縫製協会、JEITA、日本事務機械工業会）が個別に行っていた状態で、その効率・効果について限界を感じており、日本国の総合力（民間と政府の力を結集して）を以って事に当たるべきとの考えが徐々に高まってきていました。そこで、この審議がスタートしたわけですが。

電気・機械・化学・製薬など全業種の企業を会員として有する日本知的財産協会としては、“模倣問題は、会員会社・業界個別の問題ではなく、会員会社の事業活動を支援するには模倣問題に当協会も深くかかわるべき”との方針を掲げた時期であり、当時、日本知的財産協会の役員であった私（被害を受けている電気企業という側面もあり）もこれに深くかかわることになりました。

組織化といっても、民間と官庁がどのような役割をもって、どのような形態でこれを動かすべきかは、手探りの状態でした。いわゆる“箱もの”的組織は、民間としては歓迎しないとして、柔軟に動ける、縛りのゆるやかな組織を希望しました。審議の後、特許庁によりアンケートも実施され、どのような活動をすべきかの方針も明らかになり、IIPPF の形が出来上がったわけですが。

IIPPF の日々の活動形態としては、第1から第4プロジェクトが設けられ、私が幹事をした第1プロジェクト（副幹事はJETRO 住吉氏）のミッションは、「模倣品問題に関する産業界からの提言」を担当することでした。このプロジェクトでは、業種横断的なアンケートを実施し、その結果を踏まえた提言を行うことにしました。企業の管理部門、被害状況の把握、意匠法と運用の改善、商標法と運用の改善、不正競争防止法の改善、地方保護主義の是正、エンフォースメント、司法機関の活用と問題、悪質化対応、弁護士・調査機関の問題、マスコミの活用、模造品の流通経路等網羅的・大がかりなアンケートで、回収後の分析に相当な時間を割いたことを記憶しています（IIPPF として活動予算はなく、委員の手作業でした）。

期の途中で官民合同の訪中調査団が組まれることになり、急遽、中国政府への模造品対策強化要請担当の第2プロジェクトと合同で、アンケート内容を踏まえた中国各機関への質問・要請書作成に当たりました。訪中が実現しましたが、あれが出发点だったのです。



第2章

IIPPFの10年の軌跡

第2章 IIPPFの10年の軌跡

IIPPFは中国の知的財産保護行動計画に記載されるなど、世界的に認知されているが、その道のりは決して容易ではなかった。現在に至るまでの10年間は次の3つの段階に分けることができる。

第1 黎明期：設立と活動の基礎の構築

第2 協力・要請期：「協力と要請」の理念への転換

第3 発展期：中国政府からの認知とその他の国へ活動を拡大

黎明期（2002～2003年度）

初代座長 松下電器産業株式会社 森下洋一氏（在任期間：2002.4～2004.3）



協力・要請期（2004～2007年度）

2代目座長 本田技研工業株式会社 宗国旨英氏（在任期間：2004.4～2008.3）



発展期（2008年度～現在）

3代目座長 パナソニック株式会社 中村邦夫氏（在任期間：2008.4～2010.3）

4代目座長 日産自動車株式会社 志賀俊之氏（在任期間：2010.4～現在）

以下では、各期の活動を紹介する。

1. 黎明期（2002～2003年度）

活動のポイント

- 知的財産の重要性をひろめ、知的財産保護を促進するために、日本産業界が幅広く参加し、日本国政府と連携して国内外の関係機関に行動を起こす中核的組織として設立。
- 活動の基礎の構築
- 国内外でも類をみない官民合同訪中団を派遣
- 国内ニーズ・被害実態の把握

設立に至る経緯

2001年、中国および台湾がWTOに加盟した。これにより中国および台湾が本格的に国際市場体制に組み込まれることになり、日本産業界においてもこれらの市場への進出・市場の拡大が期待されていたが、他方で、世界中、特にアジア地域において模倣品・海賊版が氾濫しており、その被害額は全貿易額の5～7%に及ぶとまでいわれていた。

そして、日本産業界や日本政府の模倣品・海賊版対策は欧米に比して必ずしも十分といえるものではなく、日本企業の被害（潜在的な市場の喪失、ブランドイメージの低下等）は深刻であった。この点、個々の企業や業界団体において対応が図られていたが、そのような個々の対応では解決につながらない問題が数多く存在し、被害は拡大していた。

このような状況の中、同年12月、「産業競争力と知的財産を考える研究会」（経済産業省経済産業政策局と特許庁により設置。委員長：阿部博之氏）により「民間企業連携のための中核的組織を設置する必要があり、当該組織と政府が一体となって権利侵害対策を行うための具体策を検討すること」が提言された（「模倣品等知的財産権侵害品に対する対策の強化について〔特別提言〕」）。

これを受け、オールジャパンの活動を強化すべきという機運が、急速に高まっていった。

設立。そして活動の基盤構築へ

2002年4月16日、IIPPFは、当時の松下電器産業株式会社代表取締役会長 森下洋一氏を座長とし、59団体・82企業が参加し、発足。設立建議書には次のように記載されている。

「製造・流通・消費のそれぞれの段階で模倣品等知的財産権侵害に深くかかわっている各国・地域において、現地政府等に対して侵害の取り締まりの強化を求め、また包括的・草の根的にIPの重要性を広めることにより知的財産権の保護を促進していくためには、…（中略）民間企業が幅広く国内外の関係先と連携し、強力かつ効果的に行動していくことが必要」

「海外における知的財産権侵害の問題解決に意欲を有する企業・団体が参集し、産業界の意見を集約するとともに、我が国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動していく場を起こすことが必要」

この理念を実現するために、IIPPF は即座に活動を開始する。同年5月に第1回企画委員会が開催され、6月および7月には、その後の活動の中核となる以下の4つのプロジェクトが始動した。

■第1プロジェクト

「模倣品問題に関する産業界からの提言策定」

国内ニーズ・実態分析のためのアンケート作成・実施・分析
政府間交渉にインプットするための提言草案作成

■第2プロジェクト

「外国政府への模倣品対策強化要請」

官民合同ミッションの派遣の検討と実施

■第3プロジェクト

「情報交換」

個別企業・業界で保有されていた模倣品対策関連情報の共有化

■第4プロジェクト

「協力・普及啓発」

IP カルチャーの国際的・包括的・草の根的な醸成に向けた具体策の検討

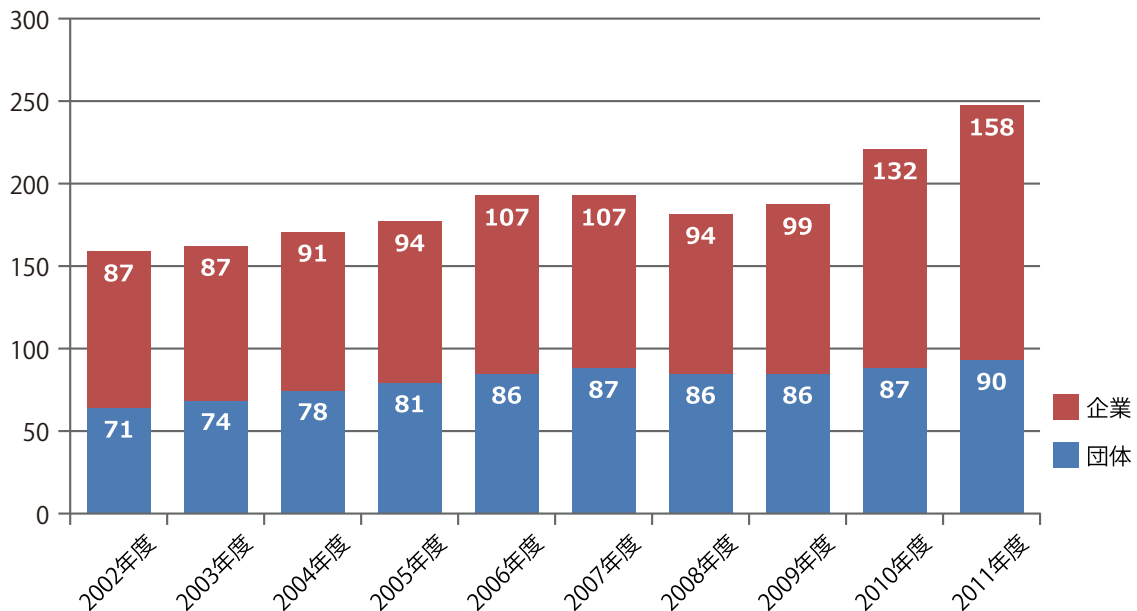
これ以降、IIPPF の活動の基盤として、①日本政府への提言、②官民合同ミッション、③諸外国政府への建議、④業種横断的な情報交換、⑤人材育成と知的財産意識の向上、という5つの柱が立つこととなった。

日本における認知度の向上

2002年7月に日本政府より発表された「知的財産戦略綱要」において、「『国際知的財産保護フォーラム』と連携をとりつつ、海外における知的財産保護の強化に取り組む」と記載され、その後も日本政府の知的財産戦略の方針を担う知的財産推進計画等の中でも IIPPF は度々言及され、日本の知的財産侵害対策の中核的組織、官民協力の拠点としての地位を確立した。

日本産業界における認知度も向上し、次表のとおり、設立以降、会員数は増加している。

◆各年度末の総会時 メンバー推移数



※2004年度のデータは2004年11月時点のもの

官民合同訪中ミッションの派遣

IIPPFの活動の柱の一つとして、設立直後から「官民合同ミッションの派遣」が第2プロジェクトを中心に検討された。ミッション派遣国は日本企業の被害が最も大きい中国とされるも、国内外でもこれまで類をみない官民合同ミッションであり、訪問先の選定、行程、具体的要請事項、参加者の募集・選定方法など、検討すべきことが多岐にわたり、ミッション派遣の実現は困難を極めた。さらに、ミッションを受け入れる側の中国政府機関においてIIPPFの認知度は高くなく、中国政府機関への訪問の申し入れも難航した。しかしながら、2002年12月、それらの困難を乗り越え、IIPPFは第1回官民合同訪中ミッションの派遣を実現した。民間参加者53名、政府参加者19名、現地参加者5名、通訳等10名の合計87名によるミッションが、中国中央政府7機関および広東省・浙江省の地方政府機関を訪問し、知財保護にかかる具体的な要請を実施し、今後の協調した取り組みについて意見交換を実施した。

第1回ミッションにおける主要な要請事項

- 模倣品・海賊版の取締強化。特に違法行為の繰り返しの防止。
- 地方政府機関に対する指導監督の徹底。
- 司法制度の充実。特に知的財産専門家の育成。



実務レベルミッション(2005年)

成功を受け、官民合同ミッションはまさに IIPPF の活動の主軸となり、2003 年度以降、第1プロジェクトは訪中ミッションのフォローアップを活動の中心とするプロジェクトに転換し、第2プロジェクトは当該訪中ミッションの経験をもとに中国以外の国、または、地域へのミッション派遣を検討するプロジェクトへと転換し、活動が行われることになった。

Column

IIPPF 発足の頃

同志社大学法学部 教授 齋藤憲道

2002年4月に国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）が発足したとき、外国政府への要請を行う第2プロジェクト（2プロ）の主幹事を電子情報技術産業協会（JEITA）が務め、私は、その前月にJEITAに新設された知的財産保護委員会の委員長としてIIPPFに関わることになった。当時、電機業界では多くの企業が中国市場で模倣品被害を受け、個々に対策を試みていた。また、中国の改革解放直後に進出して合弁契約の満期が近づいた会社では知財条項の扱いが気になっていた。

2プロは参加団体が多いため、関心事を列挙して情報の共有化を図ったところ、多くのメンバーが、前年末にWTO（世界貿易機関）に加盟した中国で模倣品・海賊版が増えるのを懸念していることが分かった。そして、法令はあっても詳細が不明で、解釈・運用が地方や担当官により異なり、当局に被害を訴えても侵害者を取り締まってもらえないなど改善すべき点の多い中国が、最初の訪問国に決まった。この間、全業種の状況調査や提言をまとめる第1プロジェクト（1プロ）の作業が進み、盆休み前に暫定結果が報告された。

夏季休暇が明けて、2プロの本格作業が始まった。まず、法律を管轄する北京の中央政府と、被害を生み出す現場を訪問する方針を固め、後に、市場・生産の規模の観点から広東省と浙江省を選んだ。しかし、知財問題は社会や産業構造に根差すので、短期間で改善が進むとは思えない。そこで、要請書を作成し、これを息の長い交流の基盤にしようということになった。大切なのは、適切な相手に対して、要件を的確に伝えることだ。最初に行ったのは、日本側の関心事に優先順位を付け、それを中国の法体系に合わせて分類することである。順位は1プロと連携して決めたが、中国の国家機構や、どの部局がどの法令を管轄するのかよく分からない。問題の原因が法令と運用のどちらかであるかを分析する力や、翻訳力も不足していた。この点については、中国の優秀な弁護士と弁理士の協力を得て解決した。要請書は、問題点と要請事項を羅列するだけでなく、被害の具体例を示し、日本や欧米諸国の制度・運用を紹介するように心掛けた。2プロには、単なる陳情ではなく、中国の社会・経済の基盤づくりに貢献したいと考える者が多かったのである。そこに、日本弁護士の指導や、特許庁・文化庁の方々の支援を頂いて要請書ができ上がった。ただ、被害事例を提示したのは、大半の会社が報復を恐れて固辞したため、中国経験が豊かな会社だけになった。

02年12月に官民合同訪中団が北京に着いて、新しい日中知財交流が始まった。北京の中央官庁の一部には堅い雰囲気もあったが、浙江省と広東省ではムードが和らぎ、広州市政府との予定外の交流も行われた。各訪問先では、中国における日本側の実務窓口をJETROが務めることが紹介された。通訳も、最初こそ知財専門家の助言を得たが、終了時には一流になっていた。

帰国後、中国の新聞に訪中関係の記事が載った。日本側が多くの項目を要求したが中国にも言い分があると論評するなど、要請書を分析した様子が伺えた。

第1回訪中ミッションでは、官との連携等で経済産業省知的財産政策室にお世話になり、JEITA事務局にはサブ・ロジ両面で尽力を頂いた。その後、JEITAは、IIPPF活動の一層の充実のために2プロと1プロの再編を提案し、新たな体制が発足する。なお、中国当局に被害事例を紹介すると報復される懸念は杞憂で、是正措置も認められた。おかげで第2回からは事例の提供が増えている。

IIPPFの活動が10年を迎え、一定の成果を得たのは、民と官が一体になって同じ目的に向かい、地道に取り組んだ結果である。関係された皆様に祝意と謝意をお伝えしたい。

Interview

IIPPF 二代目座長 宗国旨英氏にインタビュー



IIPPF 二代目座長
むねくに よしひで
宗国 旨英 氏

プロフィール

1938年 広島県生まれ
本田技研工業株式会社 元会長、一般社団法人 全国二輪車安全普及協会 元会長、一般社団法人 日本自動車工業会 元会長、IIPPF座長を歴任、
2007年「知財功労賞」（経済産業大臣表彰）受賞

－設立当初から IIPPF の活動に携わっていただいています。スタート当初はいかがでしたか？

私は、経産省から IIPPF の座長を依頼されてから、ジュネーブにある WIPO（世界知的所有権機関）を訪問して、その取り組みや、世界からみた日本、中国を含めたアジア全体を勉強し、充分理解してから中国に行きました。

－ジュネーブに行かれて、戦略を練られたんですね。

以前は WIPO のような機関があること自体知らず、日本でいろいろと話を聞く中でそこに話を聞きに行くことが重要だと感じました。

そこで行きついた考えは、自分だけが良ければそれでいいという考えではなく、双方にメリットが得られる関係「WIN-WIN」が重要であるということです。それは、長くビジネスをしてきた中で、実行してきたビジネス感でもあります。つまり、中国に対して日本だけの主張をするだけでは、何も成立しないという考えです。

－実際に中国に行かれてご苦労された点はどのようなところですか？

ミーティングのセットアップが大変だったようです。これは当時、中国サイドが我々が行くことに関して「何の目的で来るのか？」という状況であったためです。ですので、現地に入ってから急な時間変更をはじめ、いろいろありました。10 省庁くらい訪問しましたが、どこを訪問しても返ってくる答えはどこも一緒。中央省庁からの指示があったのであろうから、それが当たり前だと

は思いましたが、その状態では、訪問してもあまり意味がないなと感じました。しかし、今、振り返ってみるとそれが良かったと強く思っています。なぜならば、その時に、日本の考えをきちんと直接、各省庁に伝えることができたからです。それから回を重ねていくうちに、我々も各省庁の現状を知ることができ、中国側もそれぞれの立場で回答するようになってきました。これが、訪問してきた中で非常に大きなものとなり、我々は中国全体をイメージすることができました。

—中国に理解をしてもらうために、日本サイドではどのような工夫をされましたか？

「すべての業界・企業にこういう事実があり、困っている」ということを、事実を掘り下げて具体的に示しました。それには、企業の各部門の方々に、現物付、写真付で提示してもらうなどのご尽力をいただきました。その中で次第にどういう主張をすればいいかということを組み立てていけるようになりました。

それから「協力と支援」ですね。自動車の例でいうと、我々はハイブリッド技術を出しました（知識産権局の審査官の教育のため）。中国の技術者がハイブリッドについて知らないころにです。基礎技術を十分に知っていただくことが、知財の基本を知ることであり、知財保護がいかに大切であるかを伝える有効な手段だと思ったからです。中国側は「先端技術をこんなに出してくるのか」という反応でした。

その他には、その当時、中国の農家が困っていた「種の問題」への解決策の提案も試みました。それは、育てたい作物の種を蒔いてみたら三ヶ月後にパッケージの表示とは違う農作物の芽がでてくるといふ深刻な問題だったのですが、私たちはハイテクセンサーを導入するなどの方法を提案しました。これらはまさに、協力と支援の一つの表し方です。日本企業の高度な技術を出しても、この問題に取り組んでいこう、という思いがかたちになりました。

—模倣品撲滅のために、諸外国と連携していく中で大切なことは何だと思われますか？

双方がこの問題を解決することで得るものが何かということ、を見つけることです。この場合だと得るものは「消費者の喜び」です。模倣品がなくなることで、消費者が安心して商品を購入し、安全に使用することができる… 政府や企業もこのことをベースにディスカッションしない限り「WIN-WIN」の答えにいきつくことはできません。

私は、仕事で多くの国に行きビジネスをしました。人種が異なり、性別、年齢はもちろんのこと文化、宗教、経済みな違いますが、どの国でもお客様から「いいぞ、よかった」という声があればビジネスは成立しません。知財も同じだと思います。消費者の喜びを追求していくという観点が大切だと思います。

(6月22日(金)ホンダ八重洲ビルにて)

2. 協力・要請期（2004～2007 年度）

活動のポイント

- 「協力と要請」の理念の確立
- 先進国間協力の推進
- 活動成果の結実開始と新たな課題の発生

「協力と要請」の理念の確立

2004 年度は、過去に実施した官民合同訪中ミッションの派遣や日本政府への提言・要望等の活動を振り返り、中国における知的財産保護の強化に向けての新たなアプローチを検討することから始まった。北京・上海等の現地に設置された関連団体（IPG）と連携し、知財保護に関する情報や問題点の共有を図るとともに、現地での取り組みへの支援を行うことなどが検討されたが、IIPPF の活動として官民合同訪中ミッションを派遣することは重要であるとの結論に至り、その手法を変更することが検討された。その結果、単に「要請」を行うのではなく、「中国関係機関に対する協力・支援活動」を行うとの基本方針が確認された。これにより現在の IIPPF の「協力と要請」の理念が確立した。

また同時に、単に要請をするだけでなく、具体的な協力活動の提案を行うようになったため、細かい議論や調整が必要になり、訪中ミッションの編成が実務ミッションとハイレベルミッションに分けられ、実務ミッションにおいて細かな議論や調整を行い、ハイレベルミッションでその成果を得るというかたちが採られるようになった。

そして 2005 年以降、「協力と要請」の理念に基づき具体的な協力・支援活動が強力に推進され、真贋判定セミナー等、中国政府機関と知的財産保護のためのさまざまな協力活動が行われた。

また 2004 年 7 月に経済産業省に模倣品対策・通商室が設置され、官民合同ミッションの政府側担当窓口となった。これにより日本政府との連携が強化された。

これら、「協力と要請」の理念、ハイレベルミッションと実務ミッションの役割分担、模倣品対策・通商室を窓口とした日本政府との連携、という現在の官民合同ミッションの基礎が確立した。

TOPIC

真贋判定セミナー

模倣品・海賊版問題の解決のため、被害が著しいアジア諸国における知的財産権の保護水準の向上に向けた制度の導入や運用の強化を要請するとともに、その実現に必要な体制整備のための人材育成や情報化に関する支援を両輪で行っていくことは、政府の方針であるとともに、IIPPFの基本的な取り組み姿勢です。

真贋判定セミナーは、侵害発生国の当局の能力構築のため、正規品と模倣品の判定のポイントを当局職員に対して情報提供するセミナーとして、経済産業省・JETROが実施しているものです。

その実施にあたり、IIPPFからも、メンバー企業が参加して、正規品や模倣品の情報を提供するなど協力を行っています。

真贋判定セミナーは、2006年からスタートしたエンフォースメント部局向けセミナー（現地の知的財産権問題研究グループ（IPG）と共同開催）を前身として、2009年からは、模倣品の世界的な流通に対応するため、開催国・都市や対象機関も拡大・多様化しています。

最近3カ年では、中国においては、税関や地方AIC、地方TSB、地方政府市場監督管理局、地方政府農業局の職員を対象に、また、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、パキスタン、韓国、ロシア、ブラジル、チリ、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）においても税関や警察当局、知的財産部局の職員を対象にして継続的に開催されています。

セミナーの開催により、参加国当局職員の方々からは、「模倣品の態様が分かった」「今後の取締実務に役立つ」といった感想や、政府間の対話の場等でも継続的な開催を望む声が聞かれ、大いに好評を得ています。また、参加した企業からも、「各国当局職員との面識ができた」「当局職員から多くの質問があり積極的な取締姿勢がうかがえ信頼が高まった」「その後自社製品の模倣品の摘発に繋がった」などの声が聞かれ、IIPPFとしてもセミナーが信頼関係構築にも有用であると高く評価しています。



タイ真贋判定セミナー



インド真贋判定セミナー

先進国間協力の推進

模倣品・海賊版の問題は一国だけでは解決できない問題も多く、欧米を中心とした先進国との協力が重要である。IIPPFにおいても、2004年6月に実施した米国商工会議所との意見交換を皮切りに、欧米との協力活動を活発化していった。他方で、2007年4月に米国が中国に対して行った知的財産保護に関するWTO協議要請の実施について、日本としてどのような立場をとるかなど、協力のスタンスについて難しい判断が求められていた時期でもあった。

また、反模倣品・海賊版サミット等に参加することにより、IIPPFが日本国内だけでなく、国際的にも、模倣品・海賊版対策についての日本の中核組織として認知されるようになった。

欧米との協力活動例

- 米国商工会議所との意見交換（2004年6月）
- 「IPR サミット」に参加（2006年3月）
- 「反模倣品・海賊版サミット」に参加（2006年9月）
- 「日米欧三極ラウンドテーブル」を主催・米国商工会議所およびビジネスヨーロッパと ACTA（the Anti-Counterfeiting Trade Agreement）の実現を支持する共同声明を発表（2007年11月）



第3回 日米欧三極ラウンドテーブル
(2007年11月 東京)

TOPIC

偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA) について

ACTAは、模倣品取引の防止のための世界的な法的枠組みとして、2011年10月に東京で署名されました。2005年のG8 グレンイーグルス・サミットにおいて小泉総理（当時）が提案したことを契機に、日米共同のイニシアティブとして、日本、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、シンガポール、モロッコが交渉に参加、11回の交渉会合を経て、2010年10月に大筋合意に至ったものです。2011年10月には東京にて署名式が開催され、日本をはじめ、米国、カナダ、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、モロッコの8カ国が、2012年1月にはEUおよびEU加盟国が、2012年7月にはメキシコが署名しています。

模倣品・海賊版は世界的に拡散し、消費者の安全や健康にとっても脅威となっています。この問題の解決には、一つの国や二国間の取り組みだけでは必ずしも十分なものといえず、より多くの国でのより効果的な取り組みが求められていることが、その枠組み構築に向けた背景にあります。

具体的には、ACTAは、知的財産権に関するTRIPS協定の水準からさらに発展させた「民事上の執行」「国境措置」「刑事上の執行」「デジタル環境における知的財産権に関する執行」について規定しています。例えば、TRIPS協定では任意規定にとどまっている税関の職権取締についてACTAでは不正商標商品・著作権侵害物品の輸出入について職権で停止することが義務づけられるなど、保護レベルが強化されているところに特徴があります。また、ACTAでは保護レベルを規定するにとどまらず、締約国の執行能力強化や締約国間の国際協力についても規定されています。

なお、本協定の締結過程では、IIPPFとしても、欧米の産業界とも連携して、2007年11月に早期締結に向けた共同宣言を発出する等の活動を行いました。IIPPFとしては、できるだけ多くの国が参加して世界の保護レベルを引き上げることが、模倣品・海賊版撲滅に資するものと考えています。

ACTAの具体的内容

- ・模倣品、海賊版対策の実効性を高めるためTRIPS協定に規定のない新たな措置を定めたもの
 - ☆税関の取締対象に輸出を追加（TRIPS協定は輸入のみ取締対象）
 - ☆模倣ラベルの取引の違法化（TRIPS協定では違法ではない）
 - ☆視聴や使用を限定する機能を無効化する機器の取引を違法化（TRIPS協定では規定がない）

※「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」2012. 6より引用

日米欧連携を振り返って

日本貿易振興機構 知的財産課 森 詩郎

ACTA（模倣品海賊版拡散防止条約）の締結協議が終結し、2011年10月には東京で署名式が行われた。このように知的財産権のエンフォースメントの国際間の協力による強化が推進されつつある現在、IIPPFが欧米の民間団体と連携して知的財産権保護の取り組みを行ってきたことは、振り返ってみるとやはり意義深いことだったとの感慨がある。

民間団体が結束して模倣品・海賊版対策で対応しようとする「日米欧連携」は、日本側の代表をIIPPF、米国は米国商工会議所、欧州はビジネスヨーロッパ（当初UNICE、改称）が務めている。この連携では2005年に初の会合（Trilateral Intellectual Property Roundtable）を開催して以来、知的財産権侵害に対する共同の働きかけを主眼とし、会合を開催して情報交換および議論を行い、各会合の成果は共同ステートメントとして作成してきた。この活動は、世界で増大する模倣品等の被害への強い懸念を示し、その対応に共同歩調をとろうとしたものといえよう。第1回会合は2005年2月にブリュッセルで開催し、第2回目が06年3月にワシントンD.C.、3回目が07年11月に東京、そして08年9月にブリュッセルと、これまで4回の会合が開催された。連携の成果として、この三者が05年10月にそれぞれ中国の呉儀副総理（当時の知的財産担当相）に対し刑事訴追基準引下げに対する評価について声明を送ったことがあり、また、知財保護に強い利害のある民間団体としてACTAの早期成立への賛意を表明したことがある。これらに加えて、連携活動の一環として米国商工会議所主導の知財サミットについても06年9月のワシントン、07年3月の北京、08年2月のムンバイの各開催で日本の立場を表明してきた。また、北京およびムンバイのサミットには宗国座長にご出席を頂いた。

元々、国際間の連携による知財保護の強化は、04年当時、米国産業界において強い要望があったと理解している。日米欧連携の議論は、連携することについて日本側企業の知的財産関係者の理解が得られるかという課題を抱えながら始まったとの印象が深い。すなわち、米国は著作権侵害である海賊版問題に関心があり、日本は製品全般の模倣品対策に関心が高く、そして欧州は著名なブランド品の模倣対策に関心があるといった状況で、日本側の知財関係者が欧米と歩調を揃えて知財対策を行う意義を認めるとのコンセンサスを得ることは、容易とは思われなかったということである。日米欧の三極による連携の始まる前年の04年6月に、米国商工会議所の呼びかけで、ジェットロ、日本商工会議所、日本知的財産協会、CODA（コンテンツ海外流通促進機構）、発明協会が参加して日米民間知財強力会合を東京で行い、模倣品海賊版対策の国際連携には欧州に参加を呼びかけ、侵害対策の対象を中国に絞っていくこととし、これが日米欧連携へと繋がっていくこととなった。当初はジェットロが日本側の連携活動の連絡・窓口役を担ってきたが、中国の知財問題を扱うことから企画委員会で第1プロジェクトが本件活動を担うことが承認され、今日に至っている。

活動成果の結実開始と新たな課題の発生

2004年12月に中国における刑事訴追基準の引き下げが行われるなど、2004年以降、徐々にではあるが、活動の成果が結実し始めた。(活動成果の詳細については第3章参照)

他方で中国政府機関の取締強化にともない、模倣品業者が取締行為を逃れるために模倣行為の巧妙化を進めるといった新たな課題も出てきた。2007年の官民合同訪中ミッション(ハイレベル)において、この模倣品業者の巧妙化についての対策が新たな建議事項として掲載された。

また、中国以外の国における知的財産権侵害も着目され始めた。このため、第3プロジェクトにおいては、ベトナム(2005年)、トルコ(2006年)、ロシア(2007年)といった国についての情報共有活動が実施された。

協力・要請期(2004~2007年度)における主たる成果

- 中国刑事訴追基準の引き下げ(2004年12月、2007年4月)
- 中国商標審査基準・審理基準の公開(2005年12月)
- 中国税関手続における担保提供手続の改正(2006年5月)
- 傍名牌の不正競争行為を打撃する特別法執行活動(2007年8月)

IIPPF 企画委員長としての活動の思い出

日本知的財産協会専務理事 久慈 直登

2004年2月から2010年5月までの6年あまり、IIPPF 企画委員長として IIPPF の活動に参加する機会を得た。私はそれ以前の2002年度の第1回官民合同訪中ミッションにも参加し、現在は日本知的財産協会専務理事の立場で IIPPF に関与しているので、誕生から現在までずっとその活動を見続けていくことになる。

IIPPF の活動状況の詳細は他にゆずり、ここはコラムでもあるので、2つの印象的な出来事について紹介したい。

各回の訪中ミッションのために日本の官民で行ったさまざまな準備会議は建設的なものが多く、参加しての意見交換やときには司会をするときでも、常に楽しくやりがいのあるものであった。IIPPF の会議は、参加者すべてに知的財産という共通言語があり、さらに拡散する模倣品・海賊版をなんとかしなくてはならないという共通の目的があったため、官民の違い、業界、企業の違いによる対立といったものはほとんどなかった。

2004年5月9日から15日にかけて、第2回官民合同訪中ミッションが行われたが、その前の月に準備の会議が連続して行われて、5月の連休前にはほぼ準備が整っていた。ただし日本が連休であっても、中国ではそうではないことが気がかりではあった。連休中のある日、経済産業省の人から電話がきた。時間は深夜の午前1時を過ぎている。いわく「今、経済産業省で会議を行っており、民側の意見を聞きたいのだが、これにつきどう思いますか」という内容。たまたま携帯電話を枕元において寝ていたのですぐに反応できたが、官側の人たちが休日の深夜にも急ぎの対応会議をしていたのがよくわかった。IIPPF の活動はこのような努力によって支えられており、こうした努力は参加しているメンバー相互のレスペクトにつながっていたと思う。

2004年2月18日に、内閣官房知財戦略推進本部の主催する「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」で、「模倣品問題に関する被害状況および提言」のプレゼンテーションをした。これは「模倣品問題は知財制度や日本の枠を超えた問題であり、G8などを通じて世界の通商問題として認識するよう提唱すべき」という内容のプレゼンテーションであった。模倣品問題が民側の企業知財部の努力だけでは解決せず、官側による国際調整をして欲しいというものである。いわば企業の知財部長が敗北宣言に近い発言をしたことになる。この提案は官側により採用された。その結果2005年7月のグレンイーグルスサミットで日本の首相から「模倣品・海賊版の拡散を防止する国際約束の必要性」が提唱され、その後のACTAにつながる。IIPPF 活動のもう一つの成果といえる。

IIPPF のような官民連携モデルは、今後の日本の産業競争力強化のための官民連携の参考になると思う。目的が明確で熱意がある官民が連携すれば、成果は確実に大きくなる。なによりやっつけて楽しい。

3. 発展期（2008年度～）

活動のポイント

- 官民合同訪中ミッションのさらなる飛躍
- 中国地方政府との交流強化
- 中国以外の国についての活動が活発化
- 4つのプロジェクト以外の活動の開始

官民合同訪中ミッションのさらなる飛躍

2008年度以降、官民合同訪中ミッションはその内容・認知度が大幅に飛躍した。

2008年6月、中国において初の知的財産保護に関する国家計画である「中国知的財産権保護綱要」が公布され、中国政府機関における知的財産保護に関する意識が従前よりも高まった。また「2009年中国知的財産権保護行動計画」および「2010年中国知的財産権保護行動計画」において、官民合同訪中ミッションを通じて知的財産権に関する交流と協力を強化することが明記され、中国におけるIIPPF、特に官民合同訪中ミッションの認知度は飛躍的に上昇した。

これにより官民合同訪中ミッションは中国政府機関から快く受け入れられるようになり、また中国政府機関はIIPPFから提出された建議書を読み込んでIIPPFとの意見交換に臨むようになった。この結果、官民合同訪中ミッションと中国政府機関との意見交換は極めて密度の濃いものとなった。

また、こうしたIIPPFの認知度の向上と中国国内における知的財産意識の向上により、中国政府機関が経済産業省事業で日本に招聘されるなど、訪日する際にはIIPPFとの意見交換が行われるのが通例となった。これによりIIPPFと中国政府機関との意見交換の機会は飛躍的に増加し、両者の協力関係はさらに強固になった。

TOPIC

招聘事業における IIPPF の協力

IIPPF と外国政府担当者との接点は、官民合同ミッションや真贋判定セミナーをはじめとして、侵害発生国において交流を図ることが主ですが、日本国内での交流は、長い時間を共有できるため、日本産業界の実情を理解いただく上でも重要な機会となります。

その重要なツールとして、2009年から経済産業省・JETROで行っている、これらの国の当局職員を日本に招聘し意見交換を行う事業があります。権利者に対する当該国の制度や実務に関する情報提供を得るとともに、権利者から当該国での取組状況を紹介する等双方向での交流の場として活用されています。

これまで、中国の関係機関（国家工商行政管理総局、国家質量監督検験検疫総局、海関総署、最高人民法院、最高人民検察院、特に日系企業の摘発に貢献した地方政府）を中心に招聘がなされました。中国以外では、2012年に初めてドバイ税関の招聘がなされましたが、その後ドバイ税関からは実施機関としてのJETROが表彰される等当該国の高い評価も得ています。

IIPPFは、当該国の当局職員との関係構築を図るため、招聘の機会を捉えて、企業視察を受け入れたり、セミナーや意見交換に参加して取組状況を紹介するなど、積極的に協力を行っています。

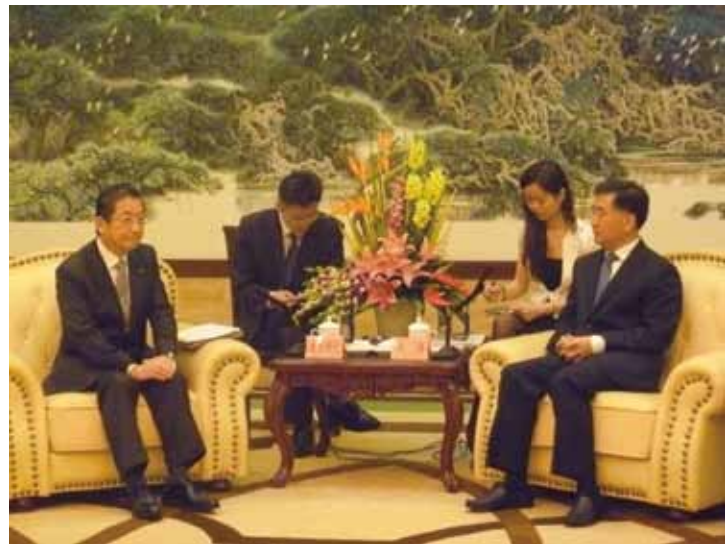


2011年 税関招聘

中国地方政府との交流強化

いかに中国の法制度が整ったとしても、実際に法執行を行う地方政府機関の担当者が適切に運用しなければ、それは絵に描いた餅になる。このため、IIPPFは中国地方政府との交流強化を推進した。2008年当初から、中国地方の工商行政管理局、質量技術監督局、海関の職員が経済産業省事業で招聘される機会などを利用して、当該地方政府機関と頻繁に意見交換が行われるようになった。

そして、2011年には日系企業の模倣品被害が最も多い地域の一つである広東省を官民合同ハイレベルミッションが訪問し、共産党広東委員会書記である汪洋書記と志賀IIPPF座長の会談が実施された。そこで広東省政府と知的財産保護の協力関係を構築することが合意され、その後、IIPPFと広東省の間では、実務レベルミッションの広東省政府機関への派遣、企業間交流など、知的財産保護促進のためのさまざまな取り組みが行われている。



汪洋書記との会談(2011年4月)



中国以外の国についての活動が活発化

中国政府との関係構築が順調に進み、中国における法制度が徐々に整備されていることもあり、2008年以降、IIPPFにおいては、中国以外の国についての活動が活発化した。官民合同ミッションがインド（2008年）、サウジアラビア・アラブ首長国連邦（以下、UAE）（2009年）に派遣され、2009年には中国以外の国・地域への対応プロジェクトである第2プロジェクトの中にインドWG、中東WG、アセアンWGと3つのWGが設置された。各WGにおいては、各国の法制度・模倣品の被害実態についての情報収集、各国政府機関との意見交換、各国法改正のパブリックコメントに対する意見提出、現地での真贋判定セミナーの開催など、さまざまな活動が行われている。

さらに2010年にはロシアCIS・東欧研究会が設置され（2012年にはWGとなるなど）、活動範囲はさらに拡大している。



インドミッション(2008年2月)



中東ミッションサウジセミナー
(2009年1月)



4つのプロジェクト以外の活動の開始

従前 IIPPF は、4つのプロジェクトを中心に活動が行われてきたが、インターネット上での知的財産侵害等、既存の4つのプロジェクトのいずれにも分けることのできない新たな問題・課題に直面した。こうした新たな問題に対応するため、IIPPF においては、2010年に4つのプロジェクトとは別にインターネット WG を設置するなど、既存の4つのプロジェクトの枠にとらわれない柔軟な活動が行われている。

模倣品対策の情報共有化を図る

第3プロジェクト 副幹事 日本弁理士会 黒瀬 雅志

IIPPFの発足のときから第3プロジェクト(3プロ)の副幹事を担当しました。

3プロのスタートは、第1プロジェクト、第2プロジェクトの活動開始に比べかなり遅れました。「会員企業間の知識と経験を交換し、より効果的な模倣品対策の実施を目指す」というこのプロジェクトの目的を実行するために、まず、プロジェクトへの参加企業、団体を募集しました。しかし、参加者の間で、誰がどのように経験談を語るかという初歩的な問題で意見がまとまらず、最初の会合から難航しました。

当時は、中国での模倣品対策が最も関心が高く、参加者の聞きたい話でしたが、その経験のある企業はまだ比較的少なく、どうしても発表者は一部の企業に偏ってしまいました。

また「ノウハウ技術の漏洩問題」を取り上げた年は、意見交換をする方々が極端に減少し、JETROの小会議室をお借りして、6-7名の参加者で会合を開いたこともありました。

3プロ内の意見交換を活発化させるため、また模倣品対策の経験が少ない中小企業の方々の参加を増やすため、会合の終わった後、近くのレストランで懇親会が開催されました。この懇親会には毎回多くの参加者があり、個人的な交流は進みましたが、その準備(レストランの予約、費用の徴収、領収書の発行など)を担当したJETRO知的財産課の負担が相当大きく、この企画は長続きしませんでした。

試行錯誤を続ける中、最近の数年間、経験談を語るスピーカーとそのテーマに詳しい専門家をお招きし、経験談と法律解説の二本立てからなるミニセミナーを、1年に4回程行いました。このミニセミナーでは、模倣品対策に限定せずその時代に関心の高いテーマを取り上げました。「中国における実用新案制度の活用」「中国における特許訴訟の体験(富士化水工業)」など、模倣品対策とは直接関係のないテーマでしたが多くの参加者がありました。しかしながら、このようなミニセミナーへの参加を3プロの会員にのみ認めること、セミナーの内容は非公開(レジュメ等をHPに掲載しない)とすること等には企画委員会から疑問が出されました。

そこで2012年度は、まずゲストスピーカーによる経験談の発表をしていただき、それをベースに参加者を交えたディスカッションを行う方法を採用しました。ディスカッションの司会役を副幹事の黒瀬が担当しました。この方法は、多くの参加者の意見、経験を聞くことができ、参加者による情報の共有化という3プロの目的に適しているように思います。

また3プロ内には、新たに、参加企業の模倣品対策に関する情報のデータベースを構築し、これを有効活用することを研究するグループも創設されました。

3プロでは、単に情報を収集するだけでなく、参加者が自由に意見を述べ、経験を語ることにより、より深いレベルでの情報の共有化が図られてきたと思います。

第3章

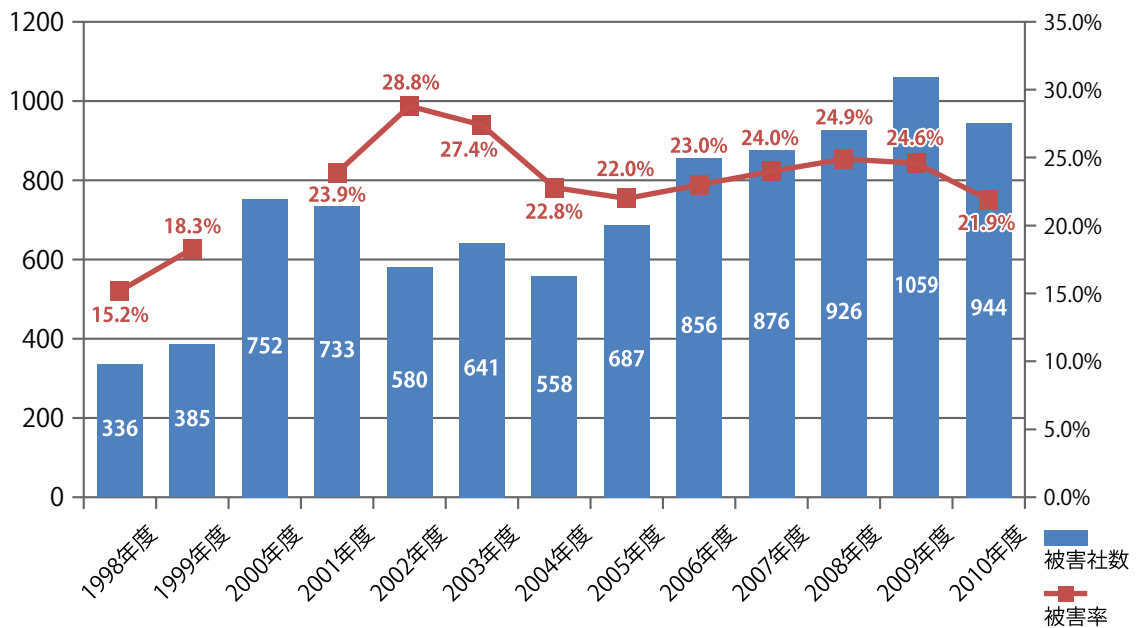
主たる活動成果

第3章 主たる活動成果

1. 日本企業の模倣品被害率の減少

IIPPF が設立された 2002 年、日本企業の全世界における模倣品被害率（模倣被害社数/有効回答数）は 28.8%であったが、IIPPF 設立以降は減少に転じ、その後 2005 年度から 2008 年度にかけて若干上昇したものの、2009 年度以降は再度減少し、現在は 21.9%にまで低下している（特許庁 H24.3「2011 年度模倣品被害調査報告書」）。インターネット上の被害や被害国が拡大したこの 10 年において、被害率が約 4 分の 3 に減少したことは IIPPF の活動の成果といえる。

◆日本企業の全世界における模倣品被害率



※グラフは、全世界において日本企業の模倣品被害率と被害社を数値化したもの
(参考: 特許庁「模倣品被害調査報告書」)

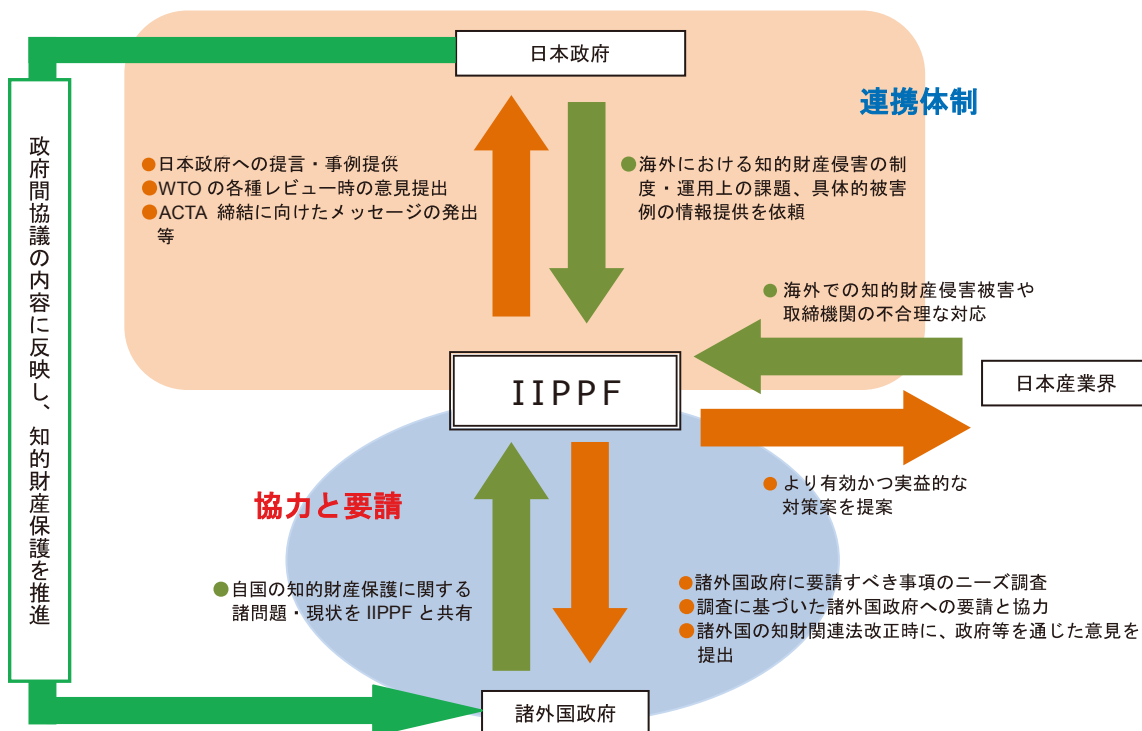
(注1) 模倣被害率 = 模倣被害社数 / 総回答社数

(注2) 2000年度の調査は被害社のみを対象としたために模倣被害率は不明

(注3) 模倣被害企業社数は母数 N(有効回答数)の増減に影響を受けるため、模倣被害の増減傾向を示しているものではない

2. 日本政府との一体的取り組みの恒常化

IIPPFは個別企業や業界では対処が困難な問題についての官民協力の拠点となるために組成され、日本政府と共同でさまざまな活動に取り組んできた。この結果、IIPPFが日本産業界の中核となり、諸外国政府に要請すべき事項のニーズ調査と日本政府への提言・事例提供を行い、それを日本政府が政府間協議に活用するなど、まさにIIPPFと日本政府が一体となって知的財産保護を推進する体制が構築された。



3. 日本における知的財産保護意識の向上

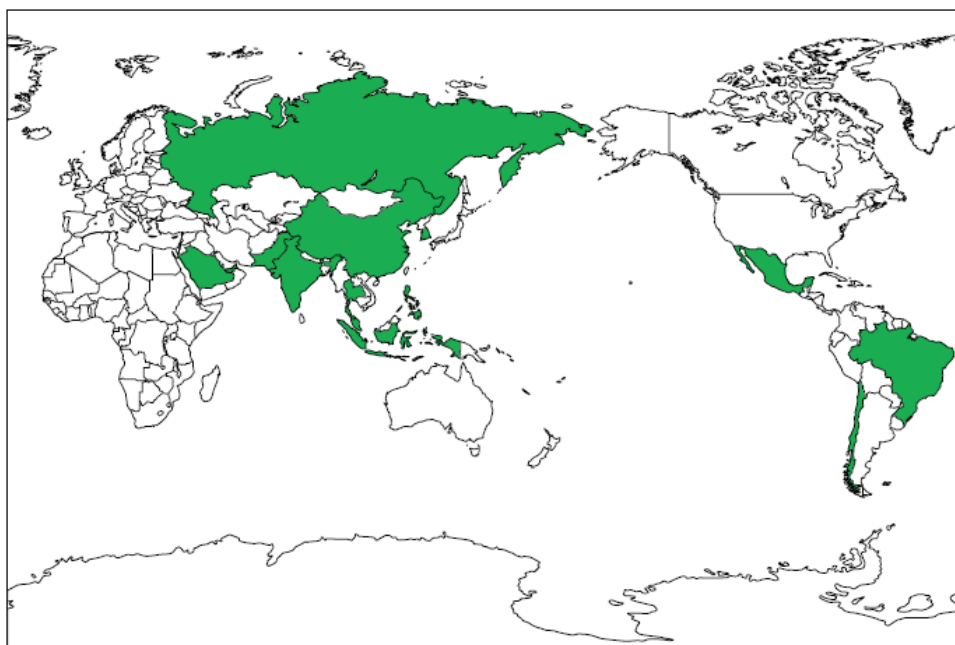
第3プロジェクトによる情報共有活動および第4プロジェクトによる普及啓発活動といった草の根的な活動により、日本国内における知的財産保護意識が向上した。例えば中国における知的財産侵害に対する行政手続の日本企業の申立件数は、2004年から2010年で約2倍になっている（経済産業省「中国における知的財産権侵害実態調査」）。

4. 諸外国との人材育成等の協力事業に貢献し、人的関係を構築

「協力と要請」の理念のもと、IIPPFはこの10年間で諸外国と人材育成をはじめとするさまざまな協力活動を行ってきた。特に真贋判定セミナーを世界各国で開催し、摘発担当機関に日本製品取締の実践的なノウハウを紹介した。その結果、摘発担当機関が巡回中に真贋判定セミナーで提供された真贋判定ツールを用いて、模倣品業者を発見するといったこともあり、真贋判定セミナーは中国政府をはじめとした諸外国政府から高い評価を受けている。

また、諸外国の政府機関との共同セミナーや意見交換を実施し、諸外国におけるIIPPFの認知度を向上し、さまざまな政府機関と人的関係を構築した。

◆ 真贋判定セミナー開催国（2012年7月現在）



■ = 真贋判定セミナー開催国

5. 諸外国の産業界と共同した提言の発出、協力のMOU（覚書）の締結

IIPPFは模倣品・海賊版対策についての日本の中核組織として国際的にも認知されるようになり、諸外国の産業界と共同して提言の発出や協力の覚書を締結するなど、世界的な知的財産保護の促進のための協力関係を構築・強化してきた。

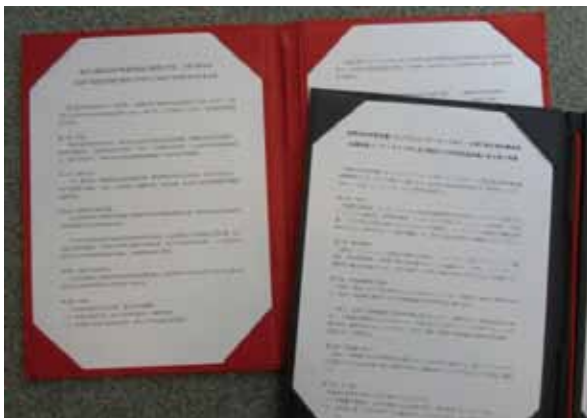
主たる成果

- 米国商工会議所およびビジネスヨーロッパと ACTA の実現を支持する共同声明を
発表（2007年11月、2008年9月）

- ドバイ NGO である、BPG（ブランド・オーナーズ・プロテクション・グループ）と MOU を締結（2009 年 6 月）
- タオバオおよび上海日資企業知識産権保護連盟インターネット WG と知的財産保護に関する協力覚書を締結（2011 年 8 月）



第2回日中インターネット
知的財産権保護シンポジウム
(2011年8月2日北京市内)



IIPPF インターネット WG・上海 IPG インターネット WG
およびタオバオ(淘宝)との協力覚書

6. 諸外国政府の積極的な摘発活動に貢献

中国では2010年10月から2011年6月まで温家宝総理を中核として「知的財産権の侵害および偽ブランド品や粗悪品の製造・販売を摘発する特別行動」が実施され、重点取締製品分野における日本企業関連の摘発も大幅に増加した。その他、「傍名牌の不正競争行為を打撃する特別法執行活動」や「万博反海賊版迅速対応メカニズム」等においても、日本企業の製品や日本企業のコンテンツが重点取締の対象となり、摘発活動に貢献した。

7. 要請内容が諸外国の法改正等に反映

IIPPFは中国をはじめとするさまざまな国の政府機関に対して、官民合同ミッションの派遣やパブリックコメントの提出を通じて知的財産保護を促進するための法改正等を建議してきた。その建議事項の多くは諸外国政府が法改正作業を行う際の参考とされ、諸外国の法改正等に反映された。以下はその主たる成果である。

(1) 模倣品・海賊版の取締の強化（建議先：中国商務部等）

背景等

いかに法律が整備されていたとしても、それが適切に徹底されなければ絵に描いた餅となる。このためIIPPFでは、法改正のみならず、その執行の徹底、また執行を徹底するための体制整備を中国政府に対して建議してきた。

主たる建議事項

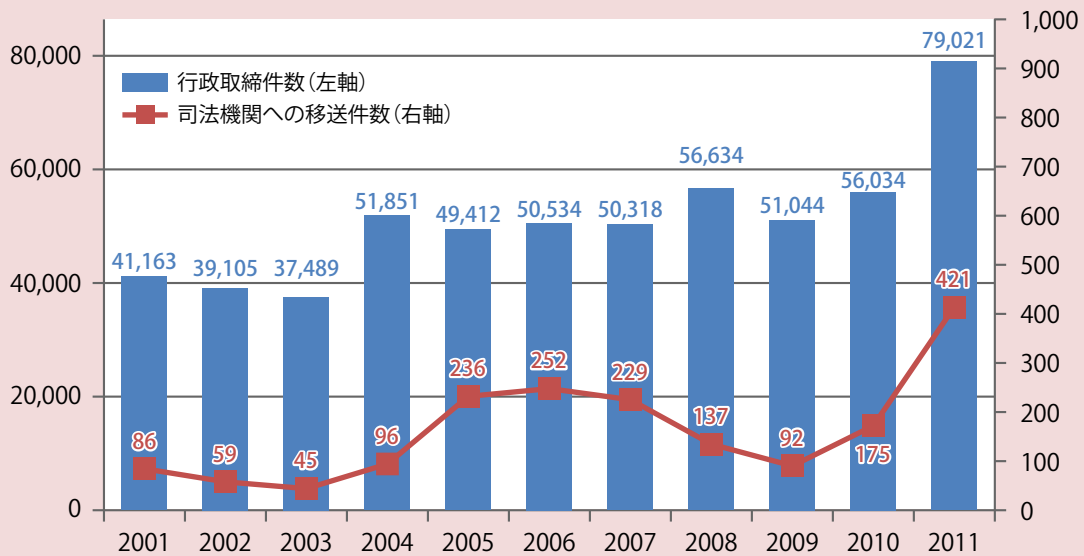
- ① 財産侵害行為に対する行政・刑事摘発を強化して頂きたい。
- ② 摘発強化のための体制を整備して頂きたい。

成果

建議①について

- ・2010年10月から2011年6月までの「知的財産権の侵害および偽ブランド品や粗悪品の製造・販売を摘発する特別行動」(双打特別行動)等の特別摘発行動の実施。
- ・中国における知的財産権侵害の取締件数の増加(次ページのグラフを参照)

◆商標関連違法事件行政取締件数の推移



(単位: 件)

(参考: WTO 資料(WT/TPR/S/161、WT/TPR/S/230、WT/TPR/S/264)および中国政府資料(2005年度中国知的財産権保護状況白書、2011年中国知的財産権保護状況白書))

建議②について

- ・2011年11月: 双打特別行動の常態化に向けて、王副総理直轄の弁公室(全国知的財産権侵害および模倣品製造・販売業務指導グループ弁公室)を商務部に設置。

総括と今後の課題

中国における知的財産権侵害の取締件数は飛躍的に増加しており、また特別行動期間中において日本企業のブランド等の取締も向上していることは一定の成果である。双打特別行動以降も中国中央政府は、知的財産保護に積極的な姿勢をみせており、かかる動きと連動して地方政府機関の摘発強化につなげる必要がある。

- (2) 商標権侵害の行政処罰・刑事訴追の強化(建議先: 中国国家工商行政管理総局・中国最高人民法院・中国最高人民検察院等)

背景等

中国において、一度、模倣行為を行って行政罰を受けたにもかかわらず、再び、同様の模倣行為に及ぶという被害が多発している。この原因の一つとして違法行為に対する処罰が軽微であり、十分な抑止力を持たないことが挙げられる。このため IIPPF では中国政府に対して商標権侵害の行政処罰・刑事訴追の強化を建議してきた。

主たる建議事項

- ①商標権侵害を繰り返すものに対する厳罰規程を創設して頂きたい。
- ②商業権侵害行為の刑事訴訟基準の引き下げおよび刑事訴訟を強化して頂きたい。
- ③類似商標を用いた商標権侵害行為に対する刑事罰を規定して頂きたい。

成果

建議①について

- ・2008年2月:「工商行政管理機関の行政処罰自由裁定権正当行使に関する指導意見」制定。繰り返し違法行為をした者に対して厳罰を科することができる旨を規定。
- ・2011年9月: 国務院の商標法改正法案において、「5年以内に商標権侵害行為を2回以上実施した場合には、厳しく処罰しなければならない」旨明記。

建議②について

- ・2004年12月:「知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」制定。商標権侵害行為の刑事訴追基準引き下げ。

個人違反者: 10 万元→5 万元

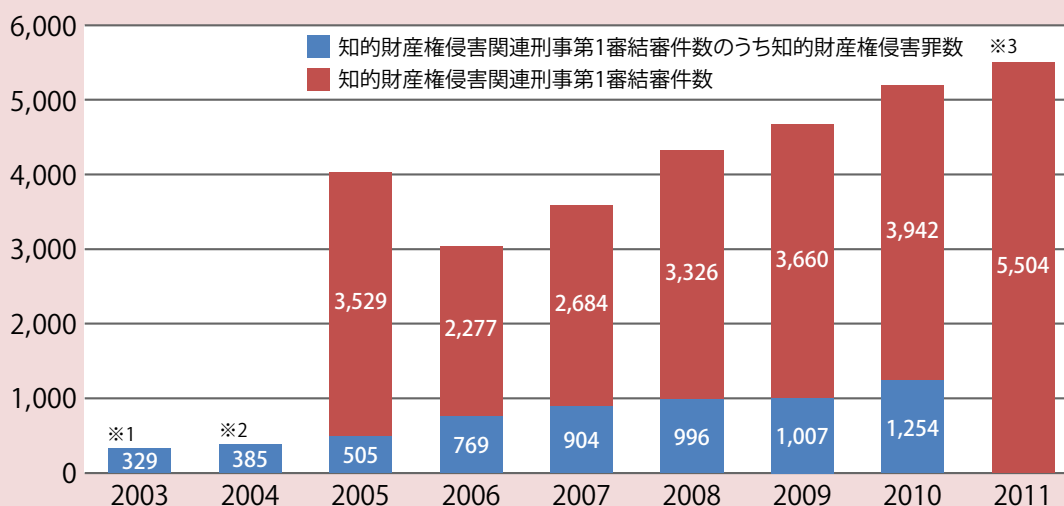
法人違反者: 50 万元→15 万元

- ・2007年4月:「知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈(2)」制定。法人による商標権侵害行為の刑事訴追基準引き下げ。

法人違反者: 15 万元→5 万元。

- ・商標権侵害事件等の刑事訴追件数の増加(下記グラフ参照)

◆商標権等知的財産権侵害関連の刑事裁判件数の推移



注: 知的財産権侵害関連刑事第1審結審件数の2003年(※1)、2004年(※2)
知的財産権侵害罪の2011年(※3)はN.A.
(参考) 中国知的財産権保護状況)

- ・2011年11月:「全国知的財産侵害および模倣品・粗悪品の製造・販売に対する摘発のさらなる徹底に関する国務院の意見」を制定。「刑事司法による取締強化(公安の立件や行政法執行部門からの移送の強化)」を明記。

建議③について

- ・2004年12月:「知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」制定。
刑事処罰の対象となる「同一商標」に完全同一商標以外に「視覚上、根本的に区別ない」商標も含むことを明記。
- ・2011年1月:「知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見」制定。「同一商標」に色違い商標等の軽微な相違しかない商標も含まれることを明記。

総括と今後の課題

繰り返し違法行為を行う者に対する行政処罰の強化について、法制度上・運用上の改善がみられることは一定の成果である。もっとも、商標法改正案については厳罰の具体的内容等が定められていないことから、今後も建議を継続する必要がある。また刑事訴追に関しては刑事訴追基準が大幅に引き下げられており、この点は多大な成果といえる。もっとも、模倣品業者の巧妙化もあり、刑事訴追についてはいまだにさまざまな問題があるため、この点についても継続して建議を行う必要がある。

類似商標による侵害行為の刑事罰化についても刑事罰の対象範囲が拡大した点は評価できるが、いまだに「同一商標」に限定されている。このため、この点についても建議を継続する必要がある。

(3) 外国周知商標(地名等を含む)の保護強化

(建議先: 中国国家工商行政管理総局等)

背景等

中国において第三者が不正な目的で日本企業の著名な商標・日本の地名と同一または類似する商標を出願し、当該出願が公告または登録になっているという被害(冒認出願)が多発している。このため IIPPF では、中国における商標登録審査基準の公開や外国周知商標保護のための法改正を建議してきた。

主たる建議事項

- ①商標審査基準および審理基準を公開して頂きたい。
- ②他人が中国国外で使用している一定の影響のある商標を不正な手段で登録してはならない旨の規程を創設して頂きたい。
- ③日本の地名の審査を厳格化して頂きたい。
- ④外国周知商標を馳名商標に認定して頂きたい。
- ⑤冒認出願を助長する悪質商標代理人排除のため商標代理人に対する監督を強化して頂きたい。

成果

建議①について

- ・2005年12月：商標審査基準および審理基準公開。

建議②について

～外国著名商標の保護制度～

- ・2011年9月：国務院の商標法改正法案において、中国において一定の影響がない商標であったとしても、出願人よりも先に中国で使用している場合には諸般の事情を考慮の上で冒認出願から保護され得る旨の規定を一つの方案として提示。

建議③について

- ・北海道、福岡、川崎、米沢織等の第三者による商標出願が拒絶されるなど運用上は都道府県名等での厳格な審査が進展。
- ・2011年9月：国務院の商標法改正法案において、「公衆に商品の品質または産地などの特徴を誤認させやすいもの」を商標使用禁止事項として明記。

建議④について

- ・2005年にYKK株式会社の「YKK」および日産自動車株式会社の「NISSAN」および「(簡体字の「日産」)」が日本企業の商標として初めて馳名商標に認定され、その後も日本企業の商標の地名商標認定件数が増加。

建議⑤について

- ・2009年11月：「商標代理人管理弁法」施行。商標代理人に対する監督強化。
- ・2011年9月：国務院の商標法改正法案において、商標代理組織に対する監督強化を明記。

総括と今後の課題

商標審査基準・審理基準が公開されるなど、各建議事項については一定の進展がみられる。しかしながら、法制度においては、2011年9月の国务院の商標法改正法案においても、中国において先に使用していることが保護されるための要件となっており、外国において周知であるという事実だけでは保護されない点は改善されていない。また実態においても、中国側の努力に関わらず、日本企業名・商品名、地名・地域産品名、キャラクター名・図柄等を利用した冒認商標は減少していない。

このため、この問題に関しては、今後とも「協力と要請」の理念の下で、改善を目指していく必要がある。

(4) 形態模倣行為に関する規制強化（中国国家工商行政管理総局等）

背景等

中国において、他人の商品形態を利用した模倣被害が生じている。特に模倣行為の巧妙化が進むと、摘発が容易な商標権侵害を行うことを回避し、他人の商標を利用せずに商品形態で誤認混同を招く模倣行為（形態模倣行為）が行われる。しかしながら、中国においては形態模倣行為を規制する明確な法制度が存在しない。このため IIPPF は形態模倣行為を規制する法規の制定を建議してきた。

主たる建議事項

- ① 反不正競争法において、他人の周知商品形態を無断で使用し、公衆を誤認させる行為等を規制する規定を創設して頂きたい。
- ② 反不正競争法において、他人の製品開発の成果物としての商品形態を、その投資回収前に無断で使用する行為を規制する規定を創設して頂きたい。

成果

建議①について

- ・現行の反不正競争法（「知名商品特有の名称、包装、装飾」の保護）を用いて商品形態を保護する裁判例等の出現。
- ・2008年12月：国家工商行政管理総局から国务院に提出された反不正競争法改正法案において、「商業標識」が保護対象とされ、明文規定はないが、周知となった商品形態が「商業標識」に含まれ保護対象となる。

建議②について

- ・2011年11月：国家工商行政管理総局と具体例を用いて周知性を獲得していない商品形態の保護の必要性について検討することを合意。

総括と今後の課題

周知商品形態については、反不正競争法改正案に明文規定こそないが、法改正作業において考慮されており、解決に向けて進んでいる。しかし、周知性を獲得していない商品形態の保護については、その規定の必要性自体について中国政府の納得が得られておらず、具体例をもってさらなる要請が必要である。

(5) 特許の新規性判断における公用の世界主義採用

(建議先：中国国家知識産権局等)

背景等

中国専利法において中国国外での公然実施が新規性を阻害しないとされており、中国国外で公然実施されたり、インターネットで知った発明を第三者が中国国内で登録申請するという事例が後を絶たなかった。このため IIPPF はこの点の改善を中国政府に対して建議してきた。

主たる建議事項

- ①外国での公然実施を特許権の新規性阻害要因として頂きたい。
- ②インターネット上での公開が新規性阻害要因に該当することを明確にして頂きたい。

成果

建議①について

- ・2008年12月：「専利法」改正。外国での公然実施を特許権の新規性阻害要因と明記。

建議②について

- ・2006年7月：「専利審査基準」改正。インターネット公開情報でも「新規性」を喪失する点が明確化。

総括と今後の課題

いずれの建議についても法改正等が実現し、諸外国と同水準での保護が実現した。

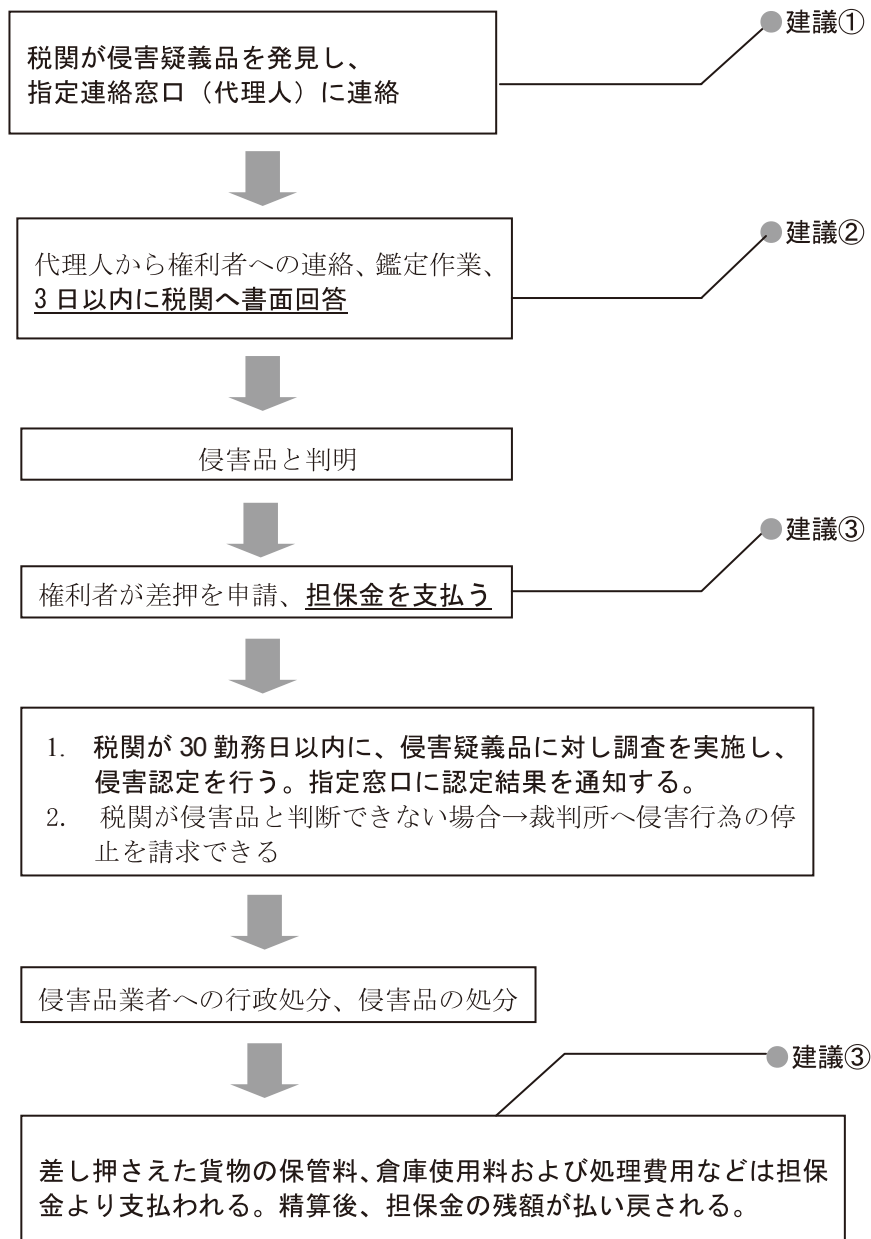
(6) 税関差止手続における権利者負担の軽減（建議先：中国海関総署等）**背景等**

中国の税関においては多数の模倣品・海賊版の輸出が差し止められており、税関での取締は模倣品・海賊版対策の重要な手法の一つである。しかしながら、中国の国土が広大であることもあり、中国における税関差止手続は日本のそれと比較して権利者負担が多大である。このため IIPPF では、中国税関差止手続における権利者負担の軽減について中国政府と協力して対応を検討してきた。

主たる建議事項

- ①税関が侵害疑義貨物を発見し権利者へ通知する際、全国統一でデジタルデータ画像提供できるようにして頂きたい。
- ②倉庫費用等の負担の軽減・担保金手続の簡易化をして頂きたい。
- ③真贋鑑定期間を延長して頂きたい。特に権利者の申請に基づく延長を可能として頂きたい。

税関差止め対応 ～模倣疑義品を見つけた場合～



成果

建議①について

・2011年11月:「侵害疑義物品のサンプル写真の権利者への送付」通達(非公開)発出。税関が侵害疑義貨物を発見し権利者へ通知する際、3種類のサンプル写真を権利者に通知する旨規定。

建議②について

- ・2004年4月:「知的財産権海関保護条例」改正。真贋鑑定期間が「3日」から「3営業日」へと若干延長。

建議③について

- ・2006年5月:「総担保弁法」施行。総担保制度の導入により担保金手続が若干簡易化。
- ・倉庫費用等の明細書を権利者に通知する税関もあり、運用の一部が改善。

総括と今後の課題

税関が侵害疑義貨物を発見し権利者へ通知する際にサンプル写真が提供されることになり、権利者が差し止めのあった税関に赴く必要のないケースが増え、権利者の負担が大幅に軽減されることが期待される。この点については、今後は税関から提供されるサンプル写真をより有効なものにする方法等について、中国側と協力してさらなる改善を図る。

倉庫代等の費用負担については倉庫代等の明細書を権利者に通知する税関もあり、運用が一部改善されているが、倉庫代等の費用を権利者負担とする法制度は変わっておらず、今後も中国側と協議をする必要がある。また担保金手続も総担保制度により簡易化が進んだが、依然として問題があるため、継続して建議する必要がある。

真贋鑑定期間については、サンプル写真の提供により真贋鑑定に要する期間の短縮が期待される。また中国の休日を挟む場合は負担が若干軽減した。もっとも、サンプル写真だけでは真贋鑑定できないケースもあり、また日本の国内ルール（10日）やTRIPS協定からみても現行の「3営業日」は鑑定期間として短いことから、少なくとも権利者からの通知により延長が可能となるよう建議を継続する必要がある。

(7) 商標等の違法表示が付されていない、人命にかかわるような製品・半製品の取締強化 (建議先：中国国家質量監督検査検疫総局等)

背景等

中国において、模倣品業者の巧妙化により、摘発が容易な商標権侵害を行うことを回避するため、販売の直前で商標を貼付するなどの行為が行われるようになった。この結果、摘発を実施してもわずかな完成品のみが差し押さえられ、後に模倣品となる半製品が差し押さえられないという事態が生じている。特に人命にかかわるような製品の模倣品の場合、これを放置することは中国国民の生命・身体の安全にかかわる。このため IIPPF では模倣エアバッグの事例を用いて人命にかかわるような製品・半製品の取締の強化を中国政府に対して建議してきた。



模倣行為の巧妙化 (例)エアバッグ

主たる建議事項

- ① (自動車エアバッグ等を例に) 商標等の違法表示が付されていない場合でも、人命にかかわる製品については製品品質法で積極的に摘発して頂きたい。

成果

建議①について

- ・2011年11月:実務レベルミッションにおいて、中国国家質量監督検閲検疫総局が品質基準のない場合であっても安全にかかわる製品であり、品質上問題があれば、「最高人民法院最高人民検察院による偽造悪質商品生産販売刑事事件の処理に係る法律の具体的適用問題についての解釈(第1条)」を根拠に摘発可能である旨を明確に回答。

総括と今後の課題

商品等の違法表示がない場合であっても、安全にかかわる製品であり、品質上問題があれば摘発可能である旨の明言を得た点は一定の成果といえる。しかしながら、中国国家質量監督検閲検疫総局が根拠として挙げた「最高人民法院最高人民検察院による偽造悪質商品生産販売刑事事件の処理に係る法律の具体的適用問題についての解釈(第1条)」だけでは適用要件や権利者として揃えるべき証拠が定かではないことから、地方における摘発において当該司法解釈を根拠とする摘発の要件・手続・実効性を確認する必要がある。

(8) 損害賠償額の認定額の高額化（建議先：中国最高人民法院、中国国家知識産権局、中国
国家版權局、中国国家工商行政管理総局等）

背景等

知的財産侵害に対する抑止力としては、行政手続および刑事手続に加え、民事手続による救済も極めて重要である。しかし、中国の知的財産侵害訴訟においては、十分な損害賠償額が認められず、時には弁護士費用にすら満たない損害賠償額しか認められず、民事訴訟を提起することでかえって権利者の負担が増大するという事態が生じている。このため IIPPF では中国政府に対して損害賠償額の高額化を建議してきた。

主たる建議事項

① 人民法院の損害賠償金認定額を増大して頂きたい。

成果

建議①について

- ・2008年12月：「専利法」改正。専利権侵害訴訟において、人民法院が裁量で認定できる損害賠償額の上限を50万元から100万元に増額。
- ・2009年4月：「現在の経済情勢下における知的財産裁判の大局支持に係わる若干の問題に関する意見」制定。知的財産権侵害に基づく損害賠償請求の補償効果と懲罰効果、抑止効果を強化するとともに、権利侵害の代償を増大させる旨を明記。
- ・2011年9月：国務院の商標法改正法案において、商標権侵害訴訟において、人民法院が裁量で認定できる損害賠償額の上限を50万元から100万元に増額することを明記。
- ・2012年4月：国家版權局の著作権法改正案において、著作権侵害訴訟において、人民法院が裁量で認定できる損害賠償額の上限を50万元から100万元に増額することを明記。さらに二度以上にわたり著作権または著作隣接権を故意に侵害した場合、通常の賠償額の3倍まで賠償額を増額できる旨が明記。

総括と今後の課題

専利法、商標法、著作権法の各法において損害賠償金認定額を増大する方向での法改正が進んでおり、一定の成果があったといえる。また最高人民法院も損害賠償金認定額を増大すべきであるとの意見を明確に示しており、これらの点は高く評価できる。実務においても模倣品業者に高額の損害賠償責任を課す裁判例が報告されるようになっている。

しかしながら、いまだに弁護士費用にすら満たない損害賠償額しか認められない裁判例も多数報告されている他、原告側の損害額の立証が困難であるなどの問題も残っている。このため、この問題についても今後も建議を継続し、最高人民法院等と協力して解決方法を模索する必要がある。

(9) 商号問題(同一または類似商号・商標を自社名として登録・使用する行為)の解決(建議先: 中国国家工商行政管理総局等)

背景等

日本企業の有名な商標を含む企業名称(商号)が、それと全く関係ない事業主体の企業名称として中国国内で登記されてしまい、当該企業名称(不正商号)を用いて商品販売され、消費者の誤認混同を招き、引いては日本企業が形成したブランド価値が毀損されるという被害が多発している。このため IIPPF ではこのような行為の取締の強化と不正商号の抹消について中国政府に対して建議してきた。

主たる建議事項

- ①日本企業の有名な商標を含む企業名称(商号)を無断で登記し、当該不正商号を用いて商品販売を行う行為の取締を強化して頂きたい。
- ②不正商号を行政機関が強制的に抹消することのできる法制度を整備して頂きたい。

成果

建議①について

- ・2007年8月:不正商号を用いて商品販売を行う行為に対する特別法執行行動実施。取締の強化。
- ・2007年8月:「傍名牌の不正競争行為を打撃する特別法執行行動の展開に関する通達」公布。取締の根拠法令の明確化。

建議②について

- ・2010年11月:実務レベルミッションにおいて、中国国家工商行政管理総局が改善する方向で法改正を検討している旨を回答。

総括と今後の課題

「傍名牌の不正競争行為を打撃する特別法執行行動の展開に関する通達」により取締の根拠法令が明確化され、さらに特別法執行行動により不正商号を利用した販売行為の取締は強化されており、この点は多大な成果といえる。

他方で、不正商号の抹消に関しては、法改正の検討はされているものの、現行法の下では不正商号を行政機関が強制的に抹消する手続がなく、不正商号を抹消する有効な手段がないという問題が依然として残っている。このため、法改正の早期実現のために、今後も「協力と要請」を継続する必要がある。

(10) 著作権侵害の取締・処罰強化（建議先：中国国家版權局等）

背景等

中国において日本企業のコンテンツに対する海賊行為が多発している。この原因の一つとして違法行為に対する行政処罰が軽微であり、十分な抑止力を持たないことが挙げられる。このため IIPPF では著作権侵害に対する取締の強化と刑事処罰の拡大を中国政府に対して建議してきた。また近年においてはインターネット上の海賊版被害が増大していることから、これについての対応も建議してきた。

主たる建議事項

- ①著作権侵害に対する刑事処罰の刑事訴追基準を緩和して頂きたい。
- ②無許諾出版（複製物）の流通対策を強化して頂きたい。
- ③インターネットにおける著作権保護を強化して頂きたい。

成果

建議①について

- ・2004年12月：「知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」制定。著作権侵害行為について権利侵害品の点数を基準とする刑事訴追基準を導入（1000枚）。また著作権侵害行為の刑事訴追基準引き下げ。

個人違反者：20万元→5万元

法人違反者：100万元→15万元

- ・2007年4月：「知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈(2)」制定。点数基準および法人による著作権侵害行為の刑事訴追基準引き下げ。

点数基準：1,000枚→500枚

法人違反者：15万元→5万元

建議②について

- ・2010年4月：中国国家版權局が「万博反海賊版迅速対応メカニズム」の一環として、地方の取締当局に対して海賊版の取締を強化する旨の通知を発出。当該通知において、日本コンテンツ12タイトルを具体的に指定し、海賊版の摘発対象とすることを指示。

建議③について

- ・2010年7月：ネットワーク海賊版侵害摘発キャンペーン（「剣網行動」）実施。「海賊版自主検閲監視管理リスト」作成。

・2011年1月:「知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見」制定。情報ネットワークを介した著作権侵害行為に関する刑事訴追基準の明確化。さらに権利侵害の事実を知らずながらインターネット接続等のサービスを行った者を共犯として処罰する旨を明記。

総括と今後の課題

著作権侵害罪の刑事訴追基準として導入された点数基準は、商標権侵害罪等で用いられている基準と比較して明確であり、これを導入したことは多大な成果といえる。またインターネット上の著作権侵害の増大に対応して新たな刑事訴追基準を設けたことも評価できる。

また、国家版權局からの海賊版取締強化に関する通知において、日本コンテンツが具体的に重点保護対象に指定されたことは、官民合同ミッション等において「協力と要請」を継続してきたことによる一つの大きな成果といえる。他方で、中国政府の多大な尽力にもかかわらず、動画共有サイトを中心としたインターネット上の著作権侵害行為が後を絶たない状況である。このため、今後も意見交換を継続し、中国政府との協力関係を強化し、この問題の解決を図っていく必要がある。

(11) 植物新品種等の保護の強化・拡大（建議先：中国農業部、中国林業局等）

背景等

中国はすべての植物の新品種について育成者権を与え保護の対象としなければならないUPOV91年条約に加盟していないことから、一部の植物について育成者の保護が不十分である。このためIIPPFは中国政府に対して植物新品種等の保護の強化・拡大とUPOV91年条約への加盟を建議してきた。

主たる建議事項

- ①植物新品種保護条例における保護対象植物を拡大して頂きたい。
- ②UPOV91年条約を早期に批准して頂きたい。

成果

建議①について

・2010年3月に第8次植物新頻出保護リスト(官民合同ミッション等において、日本が登録要請した6品種のうち4品種の花弁等が登録)が追加される等、保護リストを随時拡大。IIPPFの建議してきた胡蝶蘭等を保護対象に明記。

建議②について

- ・2011年11月:実務レベルミッションにおいて、中国農業部がUPOV91年条約を研究中である旨を回答。

総括と今後の課題

保護対象植物は徐々に増加しており、その中にはIIPPFが保護を求めている植物も含まれており、この点は一定の成果といえる。もっとも、UPOV91年条約の批准については、中国政府は依然として慎重な姿勢を示しており、今後も条約加盟の早期実現を図るため「協力と要請」を継続する必要がある

◆近年保護対象として追加された植物

		追加された植物種
2003年7月	農業部 第4次	11 属種 ソルガム、大麦、からむし、りんご、かんきつ、バナナ、またたび、ぶどう、すもも、なす、カーベラ
2004年11月	林業局 第3次	32 属種 ソテツ、クロベ、マキ、カバノキ、ハジバミ、シイ、ニレ、ケヤキ、クワ、フィクス、ボタン、モクレンモドキ、オガタマノキ、セイボク、クスノキ、タブノキ、トキワマンサク、シタン、サンショウ、ワンビ、コティヌス、ニシキギ、モクゲンジ、ノブドウ、ツタ、ザクロ、キツタ、ヤブコウジ、トネリコ、クコ、キササゲ、スイカズラ
2005年5月	農業部 第5次	21 属種 アマ、イチゴ、インゲンマメ、エンドウ、カラシナ、カリフラワー、クワ、ササゲ、スチロサンテス、セロリ、ソラマメ、ニンジン、ネギ、ハクレイタケ、ハゲイトウ、ペポカボチャ、ベンケイソウ、メロン、ラナンキュラス、リョクトウ、ワタ
2008年4月	農業部 第6次	12 属種 オタネニンジン、リュウガン、グズマニア、アンスリウム、タイナ、ニンニク、アズキ、サトウキビ、キャッサバ、ゴマ、茶、バラゴムノキ
2010年3月	農業部 第7次	6 属種 はす、ファレノプシス、ベゴニア、ほうせんか、アフリカハウセンカ、ニューギニアインパチェンス

※上記の中には、官民合同ミッション等における我が国の要請に係るもの(ファレノプシス)も含まれている

(12) ドバイ税関における日本企業の知的財産を侵害した製品の取締強化
(建議先：ドバイ税関)

背景等

中東、特にアラブ首長国連邦は、中国、韓国、台湾に次いで模倣品の経由地として、日本企業の被害が多発しており、近年、その被害は増加傾向にあるとみられている。特に中東地域の一大物流中継拠点であるドバイが、サウジアラビアなどの中近東の近隣諸国にとどまらず、アフリカ、中南米、欧州、ロシアなどへの模倣品の経由地となっている。このため IIPPF では官民合同ミッションを派遣するなど、ドバイ税関に対して取締の強化を建議してきた。

主たる建議事項

- ① ドバイ税関における知的財産侵害品の取締を強化して頂きたい。

成果

建議①について

- ・ドバイ税関における日本企業の知的財産を侵害した製品の取締件数の増加。
2010 年上半期 54 件(全 335 件中)
→2011 年 約 200 件(全約 500 件中)

総括と今後の課題

模倣品の中継拠点であるドバイ税関において、日本企業の知的財産を侵害した製品の取締件数が増加したことは、官民合同ミッション等により日本企業製品の認知度を高めてきた成果といえる。

もともと、ドバイ税関は模倣品の中継拠点としての役割が強いことから、積替え貨物の取締を強化する必要があるが、これには依然としてさまざまな課題がある。

このため、今後も取締の強化、特に積替え貨物の取締の強化を要請しつつ、ドバイ税関との協力関係を進展させながら、積替え貨物の取締にかかる課題の解決を図っていく必要がある。

(13) アラブ首長国連邦における警察組織により差押された知的財産侵害品の保管費用の権利者負担の改善（建議先：ドバイ税関）

背景等

アラブ首長国連邦において警察組織を利用して知的財産侵害対策（模倣品の差押等）を実施した場合、差押品を保管するための倉庫費用を権利者が負担することになっている。その金額は、差押品の量にもよるが、概ね月 15 万円～20 万円程度であり、最終処分までに2年ぐらいい要することから、一つの案件の最終処分までに模倣品の保管費用だけで500万円近い費用が発生する。このため IIPPF では官民合同ミッションを派遣するなど、アラブ首長国連邦の警察組織に対して保管費用の権利者負担を改善するよう建議してきた。

主たる建議事項

- ①警察組織により差押された知的財産侵害品の保管費用を権利者負担とすることを改善して頂きたい。

成果

- ・シャルジャ警察において、シャルジャ経済開発局と共同摘発を実施することで、差押された知的財産侵害品の保管費用をシャルジャ経済開発局の負担とし、権利者負担を回避した事例が報告される。

総括と今後の課題

アラブ首長国連邦の取締の実務において、知的財産侵害品の保管費用の権利者負担を回避した事例が出てきたことは官民合同ミッション等により建議してきた成果といえる。

もともと、このような事例はシャルジャにおいてのみ報告されており、その件数もまだ少ない。このため、今後は、報告されている事例をベストプラクティスとして、他の案件においても同様の運用ができないか、各首長国に求めていく必要がある。

(14) マレーシアにおける押収品鑑定義務に違反した知的財産権者のブラックリスト化の見送り（建議先：マレーシア国内取引・協同組合・消費者省）

背景等

マレーシアにおいて知的財産侵害品の取締を実施している国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）が、押収した知的財産侵害品の鑑定に権利者が非協力的であると考え、①知的財産権者が MDTCC の押収した製品の鑑定を一定期間内に行う旨の誓約をすること、②知的財産権者が当該誓約に反した場合、登録商標をブラックリストに掲載し、MDTCC は今後当該商標権を侵害する製品の取締を行わない、という制度の導入を検討していた。これに対して IIPPF は、鑑定等の協力を拒否するものではないが、あまりに知的財産権者、特に海外の知的財産権者に厳しい内容であったため、MDTCC に対して当該制度の一部改善を求めた。

主たる建議事項

- ①知的財産権者の鑑定期間を延長して頂きたい。
- ②鑑定期間を遵守しない知的財産権者のブラックリスト制度の導入を再考して頂きたい。

成果

建議①について

・2011年11月に実際に導入された制度(Basket of Brands)においては、MDTCC が提示した案文と比較して鑑定期間を延長。

	MDTCC 案の鑑定期間	導入された制度の鑑定期間
権利者の申立による押収の場合	1日	7日
それ以外の押収の場合	7日	14日

建議②について

・2011年11月に実際に導入された制度(Basket of Brands)においては、鑑定期間を遵守しない知的財産権者のブラックリスト制度の導入を見送り。

総括と今後の課題

いずれの要請も実際に導入された制度において反映されており、知的財産権者に過度の負担を課す制度の導入を回避した。

8. 諸外国の法改正等における主な成果一覧

建議事項	成果等
中国商務部等	
取締の強化	
違反行為に対する行政・刑事摘発を強化して頂きたい。	2010年10月から2011年6月までの「知的財産権の侵害及び偽ブランド品や粗悪品の製造・販売を摘発する特別行動」等の特別行動の実施
摘発強化のための体制を整備して頂きたい。	2011年11月：特別活動の常態化に向けて、王副総理直轄の弁公室を商務部に設置。
中国国家工商行政管理総局、中国最高人民法院、中国最高人民検察院等	
商標権侵害の行政処罰・刑事訴追の強化	
商標権侵害を繰り返す者に対する厳罰規定を創設して頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> ① 2008年2月：「行政処罰自由裁定権正当行使にかかる意見」制定。 ② 2011年9月：国務院の商標法改正法案において、「5年以内に商標権侵害行為を2回以上実施した場合には、厳しく処罰しなければならない」旨明記。
商標権侵害行為の刑事訴追基準の引き下げ・刑事訴追の強化をして頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> ① 2004年12月：「知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」制定。 ② 2007年4月：「知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈(2)」制定。 ③ 刑事訴追件数の増加 ④ 2011年11月：「全国知的財産侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売に対する摘発のさらなる徹底に関する国務院の意見」制定。
類似商標を用いた商標権侵害行為を刑事罰化して頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> ① 2004年12月：「知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」制定。 ② 2011年1月：「知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見」制定

建議事項	成果等
中国 国家工商行政管理総局等	
外国周知商標(地名等を含む)の保護強化	
商標審査基準および審理基準を公開して頂きたい。	2005年11月:商標審査基準および審理基準公開。
他人が中国国外で使用している一定の影響のある商標を不正な手段で登録してはならない旨の規定を創設して頂きたい。	2011年9月:国務院の商標法改正法案において、中国において一定の影響力がない商標であったとしても、出願人よりも先に中国で使用している場合には諸般の事情を考慮の上で冒認出願から保護され得る旨の規定を一つの方案として提示。
日本の地名の審査を厳格化して頂きたい。	① 運用上は都道府県名等での厳格な審査が進展。 ② 2011年9月:国務院の商標法改正法案において、「公衆に商品の品質または産地などの特徴を誤認させやすいもの」を商標使用禁止事項として明記。
外国周知商標を馳名商標に認定して頂きたい。	日本企業の商標の馳名商標認定件数増加。
冒認出願を助長する悪質商標代理人排除のため商標代理人に対する監督を強化して頂きたい。	① 2009年11月:「商標代理人管理弁法」施行。 ② 2011年9月:国務院の商標法改正法案において、商標代理組織に対する監督強化を明記。
中国 国家工商行政管理総局等	
形態模倣行為に関する規制強化	
反不正競争法において、他人の周知商品形態を無断で使用し、公衆の誤認させる行為等を規制する規定を創設して頂きたい。	① 現行の反不正競争法(「知名商品特有の名称、包装、装飾」の保護)を用いて商品形態を保護する裁判例等の出現。 ② 2008年12月:国家工商行政管理総局から国務院に提出された反不正競争法改正法案において、「商業標識」が保護対象とされ、明文規定はないが、周知となった商品形態が「商業標識」に含まれ保護対象となる。
反不正競争法において、他人の製品開発の成果物としての商品形態を、その投資回収前に無断で使用する行為を規制する規定を創設して頂きたい。	2011年11月:国家工商行政管理総局と具体例を用いて周知性を獲得していない商品形態の保護の必要性について検討することを合意。

建議事項	成果等
中国国家知識産権局等	
特許の新規性判断における公用の世界主義採用	
外国での公然実施を特許権の新規性阻害要因として頂きたい。	2008年12月:「専利法」改正。
インターネット上での公開が新規性阻害要因に該当することを明確にして頂きたい。	2006年7月:「専利審査基準」改正。
中国海関総署等	
税関差止手続における権利者負担の軽減	
税関が侵害疑義貨物を発見し権利者へ通知する際、全国統一でデジタルデータ画像提供できるようにして頂きたい。	2011年11月:「侵害疑義物品のサンプル写真の権利人への送付」通達(非公開)発出。
倉庫費用等の負担の軽減・担保金手続の簡易化をして頂きたい。	① 2006年5月:「総担保弁法」施行。 ② 倉庫費用等の明細書を権利者に通知する税関もあり、運用の一部が改善。
真贋鑑定期間を延長して頂きたい。特に申請に基づく延長を可能として頂きたい。	2004年4月:「知的財産権海関保護条例」改正。
中国国家質量監督検査検疫総局等	
商標等の違法表示が付されていない、人命にかかわるような製品・半製品の取締強化	
商標等の違法表示がない場合でも、人命にかかわる製品は製品品質法で積極的に摘発して頂きたい。	2011年11月:実務レベルミッションにおいて、品質基準のない場合であっても安全にかかわる製品であり、品質上問題があれば、摘発可能である旨を明確に回答。
中国最高人民法院等	
損害賠償額の認定額の高額化	
人民法院の損害賠償金認定額を増大して頂きたい。	① 2008年12月:「専利法」改正。 ② 2009年4月:「現在の経済情勢下における知的財産裁判の大局支持に係わる若干の問題に関する意見」制定。 ③ 2011年9月:国務院の商標法改正法案において、商標権侵害訴訟において、人民法院が裁量で認定できる損害賠償額の上限を50万元から100万元に増額することを明記。

建議事項	成果等
	<p>④ 2012年4月:国家版權局の著作権法改正案において、著作権侵害訴訟において、人民法院が裁量で認定できる損害賠償額の上限を50万元から100万元に増額することを明記。さらに二度以上故意に著作権等を侵害した場合、通常の賠償額の3倍まで増額できる旨を明記。</p>
<p>中国 国家工商行政管理総局等</p>	
<p>商号問題(同一または類似商号・商標を自社名として登録・使用する行為)の解決</p>	
<p>日本企業の有名な商標を含む企業名称(商号)を無断で登記し、当該不正商号を用いて商品販売を行う行為の取締を強化して頂きたい。</p>	<p>① 2007年8月:不正商号を用いて商品販売を行う行為に対する特別法執行行動実施。 ② 2007年8月:「傍名牌の不正競争行為を打撃する特別法執行行動の展開に関する通達」公布。</p>
<p>不正商号を行政機関が強制的に抹消することのできる法制度を整備して頂きたい。</p>	<p>2010年11月:実務レベルミッションにおいて、改善する方向で法改正を検討している旨を回答。</p>
<p>中国 国家版權局等</p>	
<p>著作権侵害の取締・処罰強化</p>	
<p>著作権侵害に対する刑事処罰の刑事訴追基準を緩和して頂きたい。</p>	<p>① 2004年12月:「知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」制定。 ② 2007年4月:「知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈(2)」制定。</p>
<p>無許諾出版(複製物)の流通対策を強化して頂きたい。</p>	<p>2010年4月:「万博反海賊版迅速対応メカニズム」の一環として、海賊版取締強化の通知を発出。当該通知において、日本コンテンツ12タイトルを重点保護対象に指定。</p>
<p>インターネットにおける著作権保護を強化して頂きたい。</p>	<p>① 2010年7月:ネットワーク海賊版侵害摘発キャンペーン(「剣網行動」)実施。「海賊版自主検閲監視管理リスト」作成。 ② 2011年1月:「知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見」制定。</p>

建議事項	成果等
中国農業部、林業局等	
植物新品種等の保護の強化・拡大	
植物新品種保護条例における保護対象植物を拡大して頂きたい。	2010年3月に第8次植物新頻出保護リストが追加されるなど保護リストを随時拡大。
UPOV91年条約を早期に批准して頂きたい。	2011年11月:実務レベルミッションにおいて、中国農業部がUPOV91年条約を研究中である旨を回答。
ドバイ税関	
ドバイ税関における日本企業の知的財産を侵害した製品の取締強化	
ドバイ税関における知的財産侵害品の取締を強化して頂きたい。	ドバイ税関における日本企業の知的財産を侵害した製品の取締件数の増加。
アラブ首長国連邦警察組織	
アラブ首長国連邦における警察組織により差押された知的財産侵害品の保管費用の権利者負担の改善	
差し押さえられた知的財産侵害品の保管費用の権利者負担を改善頂きたい。	シャルジャ警察において保管費用を権利者負担としなかった事例が報告される。
マレーシア国内取引・協同組合・消費者省	
マレーシアにおける押収品鑑定義務に違反した知的財産権者のブラックリスト化の見送り	
Basket of Brands制度における知的財産権者の鑑定期間を延長して頂きたい。	2011年11月:導入されたBasket of Brands制度においては当初案と比較して知的財産権者の鑑定期間を延長。
鑑定期間を遵守しない知的財産権者のブラックリスト制度の導入を再考して頂きたい。	2011年11月:導入されたBasket of Brands制度においてはブラックリスト制度の導入見送り。

IIPPF10周年に寄せて

第1プロジェクト幹事 小園江 健一
【日本知的財産協会 副理事長（株式会社バンダイ）】

IIPPF 創設 10 周年に際し、IIPPF 第 1 プロジェクト活動の進展に密接なエピソードを幾つか紹介します。

私が IIPPF の活動に参加したのは、2004 年 3 月の第 2 回官民合同訪中ミッション派遣に向けての準備段階からです。多くの関係者と一緒に、1 年半振りのミッション派遣に向けて訪問機関の選定や、要請書の作成にゴールデンウィーク返上で取り組み、中国政府機関との意見交換に臨みましたが、日本の産業界の問題意識を伝えることの難しさを痛感しました。

第 2 回ミッション後、JIPA（日本知的財産協会）に IIPPF 第 1 プロジェクトの活動を支援する WG（リーダー：山崎克也氏（本田技研））が結成され、2004 年 7 月に新設された模倣品対策・通商室と中国政府へのアプローチの仕方について検討を重ねました。そして、「協調と要請」という方針の下、日中双方が協力して中国での知財保護強化のために中国政府に優先的に取り組んで欲しい事項を提示すると共に、日本として可能な支援・協力を提案することにしました。具体的な支援・協力事項の選定に際しては、2005 年 1 月にミニミッションを派遣し、中国政府機関へのヒヤリングを実施しました。この様な準備の下で派遣した第 3 回官民合同訪中ミッション（2005 年 4 月に実務、同 6 月にハイレベル）は、当時の厳しい日中間の情勢にも関わらず、前向きに受け入れられ、多くの協力事業の実施が合意されました。第 3 回官民合同訪中ミッション以後の成果は、参加者の綿密な事前準備によるものですが、前例のない、予算的裏づけもない、IIPPF 第 1 プロジェクトからの提案を常に一つ一つ真摯に受け止め、日本政府内で実現に向けて奔走下さっている模倣品対策・通商室の支援、包容力なしには、得られなかったと思っています。

また、2008 年「国家知的財産権戦略綱要」を公表した後の中国政府は、IIPPF 官民合同訪中ミッションの受け入れを行動計画に組み込んだり、日本政府と知財保護に向けた各種 WG を設置する等、日本との相互交流、互惠協力を通じて知財保護強化を図る姿勢を明確にしました。その結果、私が IIPPF の活動に参加した当時には想像もできなかった程、IIPPF は色々なチャネルを通じて中国政府に働き掛けが出来るようになりました。今振り返ると、これまでの活動により本当に大きな前進があったのだと実感しております。

ところで、2005 年当時の目標の一つに「中国副総理と IIPPF 座長との会談の実現」がありました。中国で IIPPF の位置付けを高め、ミッション団訪中時に中国副総理と IIPPF 座長との会談を実現し、トップダウンで関係政府機関に IIPPF の要望に沿った指示を頂こうとするもので、まだ実現できていません。あるミッションの際に宗国座長（当時）とお話する機会があり、「中国副総理との会談が実現できないために、座長に多くの中国政府機関を順次訪問頂かざるを得ず、誠に申し訳なく思っている。」と申し上げたところ、宗国座長は、「全く気にする必要はない。中国で知財保護が実現するまで、必要な政府機関をすべて回るつもりでいる。」とおっしゃって下さいました。宗国座長のこの精神は、現在の志賀座長に受け継がれており、ハイレベルミッションとして初めて広東省政府を訪問し、広東省政府機関に執行強化を求める契機を作って下さいました。

IIPPF 第 1 プロジェクトは、初期に色々な困難に直面しましたが、座長の強いリーダーシップと日本政府の支援、そして中国政府自らの取り組みにより、中国の知財保護において多くの成果を上げることが出来ました。今後、IIPPF 第 1 プロジェクトは、さらに取り組みを強化し、「知財保護の状況が明らかに改善された」とメンバーが実感するまで一致協力して行動して参りたいと思っています。

第4章 今後の展望

第4章 今後の展望

IIPPFはこの10年でさまざまな発展を遂げ、数多くの成果を挙げてきた。しかしながら、知的財産侵害行為はあらゆる業種に及ぶようになり、またその行為態様も巧妙化している。多様化する知的財産損害行為に備え、IIPPFは、これまでの活動を継続・強化しつつ、新たな問題に対して柔軟に対応していく必要がある。具体的には、次の6つの方向性を基軸として活動を行っていく。

1. 官民の連携強化（全プロジェクト）

この10年IIPPFは官民協力の拠点として多大な役割を果たしてきた。この役割は今後も継続・強化する必要がある。特に近年においては模倣行為の巧妙化など、新たに複雑な問題が生じており、官だけ、民だけでは対処できない問題も増加してくることが予想され、これまで以上に官民が一体となった取り組みが必要である。

また、日中知的財産権WGの創設やEAPの締結など、日本政府と各国政府の連携も強化されてきている。さらにACTAなどの新たに国際的な知的財産保護に関するルール作りも進展している。官民が連携して、これらの政府間協議や国際的なルール作りの場を有効に活用することが、国際的な知的財産保護を推進する上で極めて重要である。

このため、今後は問題意識の共有だけでなく、その背後にある各種具体的事例についても日本政府と共有し、これまで以上に日本政府との連携を強化していく。また政府間協議や国際的なルール作りの場など、拡大したルートと既存のルートを戦略的に用いるため、日本政府と情報共有を密に行っていく。

2. 組織の拡大と会員企業間の連携強化（第3プロジェクト等）

模倣品業者の技術の発展などにより、模倣行為はさまざまな業種へと広がっている。こうした状況において、IIPPFへの参加条件が緩やかであることを活かし、新たに模倣被害が顕在化した業種なども会員とし、組織を拡大することを目指す。

そして、新たに模倣品・海賊版の問題を抱えた知見の少ない会員企業も、知的財産保護に必要な情報を容易に取得でき、各種活動に参加できる現在の体制を継続する。

また、模倣行為・海賊行為の巧妙化により、模倣品・海賊版業者に関する情報共有や、巧妙な模倣行為・海賊行為に対するベストプラクティスの共有の重要性が増している。さらに、1.のとおり官民連携を強化し、日本政府と各種事例を共有するためにも、会員企業の事例が一つのところにまとまっていることが望ましい。

このため、これまで以上に企業間の情報交換を強化し、より効率的な情報交換・集積のためのプラットフォーム作りを目指す。

3. 「協力と要請」の理念と各国政府との連携強化

(第1プロジェクト・第2プロジェクト)

IIPPF のこの 10 年の多大な成果は、理念である「協力と要請」に帰するところが大きい。今後もこの理念を維持しつつ、以下のとおり各国政府との連携を強化・拡大していく。

—中国

日本企業にとって、模倣品等の最大の被害国であり、今後も IIPPF の活動の中心となる。中国中央政府とは良好な協力関係が構築できており、今後もこの協力を深化させながら、中国中央政府の積極的かつ、加速化する取り組みを支援する。

また、中国中央政府だけではなく、地方政府との協力構築にも重視し、中国中央政府の知的財産保護に向けた取り組みが地方の執行機関で適切に行われるよう協力していく。同時に、2011 年から始めた広東省政府との協力関係を確固たるものとするよう努める。

—中国以外の国

中国以外の国については、従前は模倣品の流入や拡散を防止する視点から、基礎情報収集、国内でのセミナー開催、現地での真贋判定セミナー等の開催、ミッション派遣、担当者の招聘等のツールをステップを踏んで実施し、各国政府機関と協力関係を構築してきた。今後も同様のステップを経て活動を行うと同時に、中国の経済成長等により模倣品の製造拠点が中国以外の国に移っていく可能性も踏まえ、今後、大きな市場国が模倣品製造等の大国となることを未然に防止する活動や模倣品・海賊版の物流の解明に焦点をおいた活動を実施する。

4. 各国知的財産保護団体との連携強化

(第1プロジェクト・第2プロジェクト)

IIPPF の特徴の一つである「協力と要請」の理念を実現するためには、対象国の事情を深く知ることが極めて重要である。このため IIPPF は各国政府とさまざまな協力事業を通して、対象国の現状の把握に努めているが、それだけでは知り得ない、まさに対象国にいないければ知り得ない情報があることは否定できない。また IIPPF が日本を基盤としていることから、各国政府との連携頻度も限界があると言わざるを得ない。

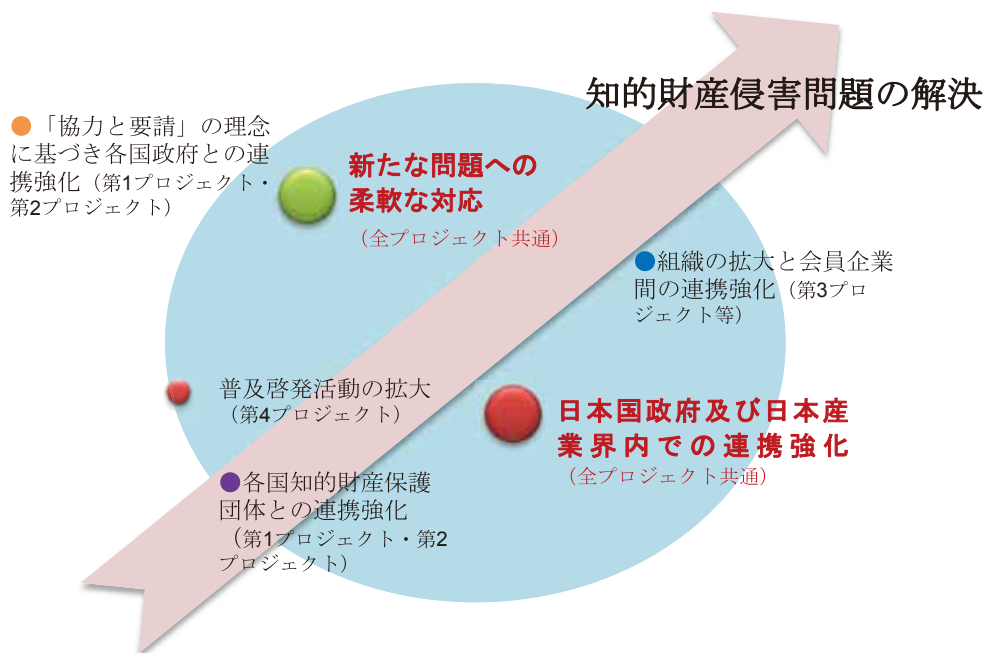
しかしながら、3. のとおり、新たな問題に対応していくためには、これまで以上に各国政府との連携を強化する必要がある。このため、今後は、現地の情報を容易に取得でき、かつ各国政府と頻繁に連携することが可能な各国現地の知的財産保護団体との連携を強化する。特に海外に進出した日本企業で組織された IPG (Intellectual Property Group) との連携を重点的に強化する。

5. 普及啓発活動の拡大（第4プロジェクト）

知的財産侵害問題の抜本的解決のためには、国内外の権利者・消費者の知的財産保護意識を高めることが最大の課題である。いかに政府が主導しても、当該国の国民や企業に知的財産保護の意識がないと知的財産侵害を減少させることは難しい。このため、この10年で蓄積された知見を活かし、日本国内もさることながら、日本国外での意識啓発に向けた協力事業の実施を重視していく。

6. 新たな問題への柔軟な対応（全プロジェクト）

インターネット上の知的財産侵害の深刻化などのように、IIPPF 発足時には想定されていなかった新たな問題が今後も生じると思料される。このような事態に対応するため、IIPPF の活動は4つのプロジェクトを中心としつつも、2010年にインターネットWGを設置したように、緩やかな組織体であることを活かしながら、従前の活動にとらわれることなく、問題解決を最終地点に考え、柔軟に対応していく。



Column

IIPPF10周年に寄せて

IIPPF 企画委員長 河本 健二

2011年4月19日にIIPPFの志賀座長と共産党広東省委員会汪洋書記との会談が行われた。これはIIPPF設立10年の中で歴史的な出来事であり、長年の活動により中央政府との太いパイプが構築できていることに加え、地方政府との間にも活動の道が実質的に開かれたことを意味するものである。

2009年よりIIPPFの企画委員長を拝命し、現在IIPPF活動を推進する立場のものとして、先輩方の多くの苦勞話を聞くにつれ、現在のIIPPFの活動は飛躍的に量・質とも向上していることを心よりうれしく思っています。過去のハイレベル訪問では、例えば中国入りをし、会議開催日の前日になって会議のキャンセルが入ったり、中国政府との会議での冒頭に歴史問題を延々と述べ、実質的な意見交換ができないこともあったりということをよく耳にしました。現在の活動はこのような先輩方の屍の上に成り立っていることを深く思い、先輩方に感謝すると共に更なる活動の飛躍を図ることが現役の役目であることをこの10周年の節目に改めて悟りました。

また、数回のミッションに同行するにあたり、つくづく感じていることは、現在の活動がうまくワークしている要因として、①模倣品対策室を中心とした日本政府の強力な支援、②中国政府自ら模倣問題の解決をはかろうとする姿勢、③法改正の要求は日本政府が、実務上の具体的な問題提起を民間が担う官民合同協力体制にあることで、それらに間違いはありませんが、それらよりもっと大きく寄与しているのは日本側のマインドセットではないかと感じています。

IIPPF設立当初は、模倣問題を起こしている中国に建議書を携え、知財先進国である日本が中国に知財システムを指導・教育するような空気になっていたのではないかと思います。現在では「協力」と「要請」との両輪で活動を進めており、中国サイドの事情や国民性をも踏まえながら、日本から協力やできることを提言しながら、中国にも改善を要求する活動にシフトしています。押し付けでない、所謂、互惠協力のwin-winの関係構築を大事にすることが、今後10年の礎にすべきことと思っています。

主な出来事

暦年	IIPPF	日本政府等	海外
2001		<p>12月：「模倣品等知的財産権侵害品に対する対策の強化について（特別提言）」</p> <p>* 「業種横断的な民間企業の連携の促進と官民一体となった対策の強化」が盛り込まれ、IIPPF設立の契機となる</p>	<p>12月：中国「WTO加盟」</p>
2002 黎明期	<p>4月：「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」発足</p> <p>* 森下洋一座長、大島慶久経済産業副大臣等がご出席</p> <p>5月：「企画委員会」第1回会合開催</p> <p>6月：「第1プロジェクト」「第3プロジェクト」第1回会合開催</p> <p>7月：「第2プロジェクト」「第4プロジェクト」第1回会合開催→IIPPFの本格的な活動開始</p> <p>8月：「コンテックス海外流通促進機構（CODA）」設立</p> <p>12月：「第1回知的財産保護官民合同訪中ミッション」派遣（北京市、浙江省、浙江省杭州市、広東省、広州市）</p> <p>* 森下洋一座長、西川太一郎経済産業副大臣</p>	<p>7月：「知的財産戦略大綱」（小泉総理により設置された知的財産戦略会議）</p> <p>* 「国際知的財産保護フォーラム」が明記</p> <p>12月：「知的財産基本法」成立</p> <p>* 第16条（権利侵害への措置等）で模倣品・海賊版対策が国の責務として明記</p>	

暦年	IIPPF	日本政府等	海外
2003 黎明期		<p>3月：「知的財産戦略本部」設置</p> <p>3月：日中「第1回日中著作権協議」（東京）</p> <p>5月：「改正不正競争防止法（民事的救済措置の強化等）の公布」（2004年1月施行）</p> <p>6月：「改正著作権法（民事的救済措置の強化）の公布」（2004年1月施行）</p> <p>7月：日本最初の「知的財産推進計画」がとりまとめ * 「国際知的財産保護フォーラム」が明記</p> <p>11月：「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」（特許庁） * 以降毎年実施され、日本消費者の意識改革に</p> <p>12月：日EU「知的財産に関する日・EU対話」（年に1回開催）</p>	<p>10月：APEC「（国・地域毎の）知的財産権（IPR）サービスセクター」の設置をAPEC閣僚会合にて日本提案により合意</p>

暦年	IIPPF	日本政府等	海外
2004 協力・ 要請期	<p>5月：「第2回知的財産保護官民合同訪中ミッション」派遣（北京市、広東省広州市） *宗国旨英座長、中嶋誠経済産業省次長</p> <p>6月：「米国商工会議所との意見交換会」</p>	<p>6月：「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」成立</p> <p>6月：日EU「日EU定期首脳協議において「アジアにおける知的財産権の執行に関する日EU共同イニシアティブ」合意</p> <p>6月：「改正著作権法の公布」(2005年1月施行)→国外頒布目的商業用レコードに係る還流防止措置の導入等</p> <p>8月：「政府模倣品・海賊版総合窓口」の設置（7月に設置された経済産業省模倣品対策・通商室が担当） 2004年5月「知的財産戦略推進計画2004」（知的財産推進本部決定）の要請</p>	<p>5月：「第1回世界模倣品・海賊版撲滅会議」開催（ベルギー）</p> <p>12月：中国「刑事訴追基準の引下げ」→商標権侵害法人50万円⇒15万円</p>
2005 協力・ 要請期	<p>4月：「第3回知的財産保護官民合同訪中ミッション（実務レベル）」派遣</p>		<p>5月：香港「商号登記問題に関する海外侵害調査申立て」（JEITA→政府）→2011年12月の改正会社法施行で解決</p>

暦年	IIPPF	日本政府等	海外
2005 協力・ 要請期	6月：「第3回知的財産保護官民合同訪中ミッション（ハイレベル）」派遣（北京市） ＊宗国旨英座長、奥田真弥経済産業省次長 ＊この年からハイレベルと実務レベルのミッションを分離。7月には、実務レベルの単独でのミッションを派遣。実務レベルは年に1回継続して派遣。	6月：「知的財産保護協力・能力支援戦略」決定（模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議） 7月：「プロバイダー責任制限法商標権ガイドライン」策定・公表（プロバイダー責任制限法ガイドライン等検討協議会）	6月：APEC「APEC 模倣品・海賊版対策イニシアティブ」合意（日米韓共同提案） 7月：G8「グレンイーグルス・サミット」「模倣品・海賊版対策の強化に関する共同文書」採択 模倣品・海賊版防止のための法的枠組みを策定する必要性が提唱 11月：日スイス米中「TRIPS 協定63条3項に基づく情報提供要請」 12月：中国「商標審査基準及び審理基準の公開」
2006 協力・ 要請期	4月：「第4回知的財産保護官民合同訪中ミッション（実務レベル）」派遣 6月：「第4回知的財産保護官民合同訪中ミッション（ハイレベル）」派遣 ＊宗国旨英座長、平工奉文経済産業省次長	3月：「改正関税率法（形態模倣品等の輸入禁止）の施行」 6月：「政府模倣品・海賊版対策総窓口年次報告書」（第1回：以降毎年発行）	1月：中国「展示会における知的財産権保護弁法」公布 5月：中国「專利審査基準の改正」「水際の担保提供手続に係る事務負担軽減」

海外	日本政府等	IIPPF	暦年
	<p>11月：日韓「第1回日韓著作権協議」(韓国・ソウル)</p> <p>12月：「改正著作権法(海賊版の輸出や輸出目的所持禁止)の公布」(一部を除き、2007年7月施行)</p>	<p>6月：「中国商標法改正案に対する意見提出」</p> <p>6月：「中国エンフオースメントセミナー」開催</p> <p>9月：「第3回反模倣・海賊版サミットに参加」(ワシントン)</p> <p>11月：「日中知的財産権司法シンポジウム」(東京) (最高人民法院、最高人民検察院)</p> <p>12月：「中国国家知識産権局への技術説明会」開催(北京)</p> <p>12月：「中国知的財産シンポジウム」開催(東京)</p>	<p>2006</p> <p>協力・要請期</p>
	<p>1月：「改正意匠法(意匠等侵害物の輸出や譲渡目的による所持を禁止)等の施行」</p> <p>1月：「改正関税率法(形態模倣品等の輸出)の施行」</p> <p>1月：日米「経済産業省と米国商務省との間の知的財産権の保護及び執行とその他のグローバルな課題への協力強化のための共同イニシアティブ」に合意 *模倣品・海賊版の撲滅のための協力強化が1つの柱</p>	<p>1月：「出張！IPカルチャー教室の開催」(茨城大学) *その後も教室開催に協力</p>	<p>2007</p> <p>協力・要請期</p>

暦年	IIPPF	日本政府等	海外
2007 協力・要請期	4月：「第5回知的財産保護官民合同訪中ミッション（実務レベル）」派遣	5月：「映画の盗撮の防止に関する法律の公布」（同年8月施行） 6月：「第1回模倣品・海賊版対策に係る経済産業省と産業界との懇談会」開催 7月：「改正著作権法」、「改正関税法施行」（輸出禁止品海賊版の税関取り締まり開始）	4月：米国⇒中国「知的財産保護に関するWTO協議要請実施」（日本は第三国参加） （2009年1月：WTO紛争委員会の最終報告書） 4月：中国「江蘇省 TSB-上海 IPG のブランド保護連携フォーラム」を設立 4月：中国「刑事訴訟基準の引下げ」→商標権侵害法人15万円⇒5万円 6月：EU「知的財産権の保護及び執行に関する日 EU 行動計画」発出（日 EU 首脳会談） 6月：OECD「有形の商品等の模倣品・海賊版の国際取引に関する調査報告」→2005年で2,000億米ドル以上と試算 8月：中国「傍名牌の不正競争行為を打撃する特別法執行活動」

IIPPF	海外	日本政府等	海外
<p>2007 協力・要請期</p>	<p>9月：「第5回知的財産保護官民合同訪中ミッション（ハイレベル）」派遣 * 宗国 旨英座長、羽藤 秀雄 経済産業省 審議官</p> <p>11月：「中国商標法改正案」に対するコメントの提出</p> <p>11月：「日米欧三極ラウンドテーブル」（東京）主催 → 全米商工会議所、ビジネスヨロロツパと、ACTA 早期実現の支持等を合意</p>	<p>10月：日米 EU 等「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）（仮称）」構想を公表</p> <p>12月：「模倣品・海賊版対策の実施状況及び今後の取組について」（模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議において決定）</p>	<p>11月：EU・中「IPR2」→4年にわたる技術協力プログラムを開始</p> <p>11月：タイ「経済連携協定」発効 水際措置強化等</p>
<p>2008 発展期</p>			<p>1月：マレーシア「（EPAに基づく）第1回知的財産に関する小委員会」開催</p> <p>1月：サウジ・UAE「第2回知的財産保護セミナー」開催</p> <p>2月：インド「第1回官民合同ミッション」派遣</p> <p>2月：中国「工商行政管理機関の行政処罰自由裁定権正當行使に関する指導意見」</p>

暦年	IIPPF	日本政府等	海外
2008 発展期	<p>6月：「第6回知的財産保護官民合同訪中ミッション（実務レベル）」派遣</p> <p>9月：「第6回知的財産保護官民合同訪中ミッション（実務レベル：エンブオースメント）」派遣 *2008年は、実務レベルミッションを3回（CODA 訪中ミッション、専利法改正ミッション）派遣</p>	<p>3月：「インターネット知的財産侵害品流通防止ガイドライン」公表（インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会）</p> <p>5月：「第1回日中ハイレベル経済対話」福田総理＝胡锦涛主席（知的財産法制度整備・人材育成の協力進展。地方での法執行の議論の進展を歓迎し、拡大することでの意）</p> <p>6月：「改正関税法（第三国に輸送される知財侵物品の取締開始）施行</p> <p>7月：日インドネシア「経済産業省連携協定（EPA）」発効</p>	<p>2月：中国「登録商標、企業名称が先行権利と衝突する民事紛争案件の審理に係る若干の問題に関する規定」</p> <p>2月：ドバイ「世界税関機構（WCO）主催第4回世界模倣品・海賊版撲滅会議」</p> <p>4月：日米欧「第1回日米欧官民合同会合（タイ）」→東南アジアの模倣品・海賊版対策強化</p> <p>6月：中国「国家知的財産権戦略綱要」公表</p> <p>9月：米国・中国「米中通商貿易合同委員会知的財産WG」開催</p>

暦年	IIPPF	日本政府等	海外
2008 発展期	<p>9月：「日米欧三極連携委員会」（ビジネスヨーロッパ、米国商工会議所）</p> <p>9月：IIPPF「インドセミナー開催」（東京、大阪）</p> <p>11月：「中国知的財産権交流訪日代表団（商務部等）」意見交換</p>	<p>12月：「政府模倣品・海賊版総合窓口の相談件数が1000件突破」</p>	<p>12月：中国「専利法第3次改正法」成立（2009年10月に施行）</p> <p>12月：中国 SAIC「反不正競争法改正案」国務院に提出</p> <p>12月：フィリピン「経済連携協定」発効（知的財産章含む）</p> <p>12月：ベトナム「経済連携協定」署名（知的財産章含む）</p>
2009 発展期	<p>1月：「サウジ・UAE 官民合同ミッション」派遣</p> <p>2月：「第6回知的財産保護官民合同訪中ミッション派遣（ハイレベル）」派遣 * 中村邦夫座長、高市早苗経済産業副大臣</p>		<p>2月：中国「知的財産権保護税関保護条例実施弁法」改正</p> <p>2月：スイス「経済連携協定」に署名（知的財産章を含む）</p> <p>3月：EU「2009-12 知的財産権侵害撲滅のための行動計画策定」</p>

暦年	IIPPF	日本政府等	海外
2009 発展期	<p>7月：「ASEAN セミナー」開催 *ASEAN WG 第1回会合</p> <p>9月：「インドセミナー開催」 *インドWG 第1回会合</p>	<p>4月：「知的財産戦略本部「第3期の基本方針」決定</p> <p>6月：日中「経済産業省と中国商務部との間で「知的財産保護に関する交流及び協力に関する覚書」を交換 *覚書に基づき、11月に「第1回日中知的財産権ワーキング・グループ」が開催</p> <p>6月：「農林水産知的財産保護コンソーシアム」設立</p> <p>6月：「改正著作権法（違法な著作物等の流通抑止のための措置）の公布」（一部を除き、2010年1月施行）</p>	<p>4月：中国「2009年中国知的財産権保護行動計画」 *IIPPF 官民合同ミッションが初めて明記</p> <p>8月：日中「経済産業省と中国国 家工商管理総局との間で『知的財 産保護の協力に関する覚書』を 交換</p> <p>9月：ブラジル「日伯模倣品対策 特別セッション」開催</p> <p>10月：韓国「第1回日韓著作権 フォーラム」（ソウル）</p>

暦年	IIPPF	日本政府等	海外
2009 発展期	12月：「第7回知的財産保護官民合同訪中ミッション (実務レベル)」派遣 3月：「インドネシア真贋判定セミナー」開催 5月：「第1回『日中インターネットシンポジウム』 を開催」(東京)	12月：日中「特許庁と中国国家知識産権局との間で 「知的財産分野における協力覚書を交換」	11月：中国「商標代理人管理弁 法」を公布→商標代理人の監督強化 12月：中国「商標法第3次改正 案(SAIC)」を国務院に提出 →再犯厳罰化等 12月：中国「権利侵害責任法」 制定(2010年7月施行) →権利者がネット運営者に通報して 関連内容の削除を求める権利付与等
2010 発展期		2月：「著作権法改正」(10年4月に施行)→出版禁止 著作物も保護対象に 3月：日中「日本国文化庁と中国国家版権局との著作 権及び著作権隣接権に係る戦略的協力に関する覚書を 交換」 5月：「知的財産戦略本部インターネット上の著作権 侵害コンテンツ対策に関するワーキング・グループ 「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に ついて(報告)」とりまとめ	4月：中国「2010年中国知的財産 権保護行動計画」 *IIPPF官民合同ミッションが明記 4月：中国「江蘇省 TSB、上海 IPG、JETRO 上海」でブランド 保護連携覚書締結

暦年	IIPPF	日本政府等	海外
2010 発展期	<p>6月：「知的財産保護官民合同訪中ミッション（フオロアップ）」派遣</p> <p>8月：「第7回知的財産保護官民合同訪中ミッション（ハイレベル）」派遣 *志賀俊之座長、近藤洋介経済産業大臣政務官</p> <p>9月：「インド商標規則改正案」へコメント提出 *12月にはインド特許審査マニュアル案に意見提出。意見の一部が反映。</p> <p>11月：「第8回知的財産保護官民合同訪中ミッション（実務レベル）」派遣</p> <p>12月：「中国北京市小学生対象知財普及啓発活動」 *2011年3月まで総計510人参加。日本国内のみならず海外での知財普及活動は現在も実施。</p>	<p>6月：「トルコにおける海外侵害調査」を開始</p> <p>6月：「中小企業海外IPネットワーク」</p> <p>7月：日中「第1回日中模倣品事務ワーキング・グループ」開催（中国・北京）</p> <p>9月：日米欧中「日米欧中商標冒認出願セミナー」開催</p> <p>10月：日本、他「模造品の取引の防止に関する協定（ACTA）」の大筋合意</p> <p>10月：「第2回日中知的財産権ワーキング・グループ」開催（中国・北京）</p>	<p>7月：中国「剣網行動」（ネットワーク海賊版侵害摘発キャンペーン）</p> <p>7月：中国「インターネット商品取引及び関連サービス行為に関する管理暫定弁法の施行→ISPの義務の強化</p> <p>10月：中国「公安機関の管轄する刑事案件の立件訴訟基準に関する規定」改正</p> <p>10月：中国「刑事事件の立件監督関連問題についての規定（試行）」施行</p> <p>10月：中国「双打特別行動（知的財産権侵害を摘発する特別行動）」の実施→2011年6月まで実施（温家宝総理主導）</p>

暦年	IIPPF	日本政府等	海外
2011 発展期	<p>3月：「マレーシア TDTCC 案」へコメント提出 *11月の施行規程に意見の一部が反映。</p> <p>4月：「経済産業省 IIPPF による中国広東省人民政府訪問及び日中広州交易会知的財産保護シンポジウム開催」(中国・広州)</p> <p>4月：「知的財産保護官民合同訪中ミッション(広東省ハイレベル)」派遣</p> <p>6月：「知的財産保護官民合同訪中ミッション(フオロニアップ)」派遣</p> <p>7月：「知的財産保護官民合同訪中ミッション(広東省ミドルレベル)」派遣</p> <p>8月：インターネットWG、上海IPC、タオバオの三者間で「インターネット上の知的財産保護協力に係る覚書」を締結</p>	<p>5月：日本「改正不正競争防止法(アクセスコントロール回避装置等の規制)」成立→(水際規制)については3月に「改正関税法」が成立、12月施行</p> <p>6月：第2回日中商標懇談会(再犯検討会)の開催</p>	<p>1月：中国「最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部による知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見」</p> <p>4月：中国「2011年中国知的財産保護計画」「2010年中国知的財産権保護状況」の公表</p> <p>5月：米国 USTR スペシャル 301 条報告書発表</p> <p>7月：中国「双打特別行動(知的財産権侵害を摘発する特別行動)」の成果発表</p> <p>8月：マレーシア「マレーシアにおける海外侵害調査」を開始</p>

暦年	IIPPF	日本政府等	海外
2011 発展期	<p>10月：「中国商標法改正案（国务院改正草案）」に対するコメントの提出</p> <p>10月：「ロシア真贋判定セミナー」開催 *初</p> <p>11月：「第9回知的財産保護官民合同訪中ミッション（実務レベル）」派遣</p> <p>12月：「知的財産保護官民合同訪中ミッション（広東省実務レベル）」派遣</p> <p>2月：「インド真贋判定セミナー」開催 *初</p>	<p>9月：日中「第1回不法経営額等認定プロセス検討会」開催（中国・杭州）</p> <p>9月：日韓「日本文部科学省と大韓民国文化体育観光部との著作権及び著作隣接権分野における連携強化に関する覚書を交換」</p> <p>10月：「ACTA署名式」開催（東京）、8カ国が署名</p> <p>10月：日中「第3回日中知的財産権ワーキング・グループ」開催（日本・神戸）</p> <p>11月：日中「第2回日中模倣品事務ワーキング・グループ」開催（日本・東京）</p>	<p>11月：中国「全国知的財産侵害及び模倣品製造販売業務グループ」設置</p> <p>11月：中国「侵害疑義物品のサンプル写真の権利人への送付」通知発送</p> <p>1月：EU「ACTA」にEUおよびEU加盟22カ国が署名</p>
2012 発展期			

暦年	IIPPF	日本政府等	海外
2012 発展期	2月：「ドバイ税関訪日代表団」意見交換 9月：「第8回知的財産保護官民合同訪中ミッション (ハイレベル)」派遣 * 志賀俊之座長、中根康浩経済産業大臣政務管		

資料編：IIPPF 活動の詳細

第1章で記載したとおり、IIPPF の活動は、4つのプロジェクトを中心に進められてきた。ここでは、I. として各プロジェクトの目的と歴史について記載するとともに、II. 2011 年度までの各プロジェクトの活動を時系列で整理する。

I. 各プロジェクトの目的と歴史

第1プロジェクト

第1プロジェクトは、2002年6月に「模倣品問題に関する産業界からの提言策定」プロジェクトとして活動を開始した。活動当初は国内ニーズ・実態分析のためのアンケート作成・実施を行い、政府間交渉にインプットするための日本政府宛て提言草案の作成を主たる活動としていた。その後、官民合同訪中ミッションの派遣に成功し、訪中ミッションがIIPPFの活動の主軸になったことを受け、第1プロジェクトは訪中ミッションのフォローアップを活動の中心とする「ミッションフォローアップおよび知財侵害対策戦略の検討」プロジェクトに転換した。そしてIIPPFの「協力と要請」の理念の確立に伴い、第1プロジェクトは「中国への協力・要請」プロジェクトになり、現在に至る。現在は、日本産業界にとって知的財産被害の最も多い中国対策を担当し、「協力と要請（建議）」を基本方針として幅広く活動を展開している。

第2プロジェクト

第2プロジェクトは、2002年7月に「外国政府への模倣品対策強化要請」プロジェクトとして活動を開始した。2002年は初の官民合同訪中ミッション派遣をその活動としていた。その後、第1プロジェクトが訪中ミッションのフォローアップを活動の中心とするプロジェクトに転換したことに伴い、第2プロジェクトは訪中ミッションの経験をもとに中国以外の国・地域へのミッション派遣を検討する「未派遣国・地域に関するミッション派遣」プロジェクトに転換し、活動が行われるようになった。2007年には「中国以外の国・地域への対応」プロジェクトとなり、現在ではミッションの派遣に限定されることなく、インドや中東等の中国以外の国・地域における対策を幅広く実施している。模倣品等の製造・流通の状況に応じて、活動の焦点となる国・地域を随時変更・拡大している。

第3プロジェクト

第3プロジェクトは、2002年6月に個々の企業・団体の模倣品対策等の体制強化、より効果的な戦略の構築に資することを目的として、「情報交換」プロジェクトとして

活動を開始した。

活動当初から現在に至るまで、模倣品手口の悪質化を含め、知的財産にかかわる問題が多様化・高度化する中で、個別に蓄積された経験だけでは十分な模倣品対策はできないという状況下、企業・団体間の情報共有を促進するとともに、有識者によるプレゼンや意見交換会を開催してきた。現在では、既存の活動に加え、模倣品対策共通データベース研究会を新設し、新たな情報共有のあり方を検討している。

第4プロジェクト

第4プロジェクトは2002年7月に活動を開始し、現在に至るまで「協力・普及啓発」プロジェクトとして活動を展開している。模倣品・海賊版関係国における問題解決には、政府機関への改善要請などの働きかけに加え、民間レベルでの情報提供や人材育成協力等が重要であるとの観点から、一般国民等に対する知的財産普及啓発活動を推進している。特に2009年以降は、日本国内だけでなく中国等の海外にも活動範囲を広げ、広範囲に活動を行っている。

Ⅱ. 各年度の活動概要

1. 黎明期（2002～2003年度）

〈活動のポイント〉

- 活動の基礎の構築
- 国内外でも類をみない官民合同訪中団を派遣
- 国内ニーズ・被害実態の把握

～2002年度（活動初年度）～

第1プロジェクト

6月に「模倣品問題に関する産業界からの提言策定」プロジェクトとして活動を開始した。次の2つのWGを設置し、活動を行った。

- A) 国内ニーズ・実態の分析のためのアンケート作成・実施・分析（WG-A）
- B) 政府間交渉にインプットするための提言草案作成（WG-B）

WG-Aにおいて、被害実態を整理した上で日本政府へのインプットを実施した。またWG-Bにおいて日本政府として各国・地域政府へ交渉・要請すべき事項を取りまとめた提言を策定した。さらにWTO TRIPS 法令レビューや貿易政策検討制度等に際しての緊急提言の作成も実施した。

第2プロジェクト

7月に「外国政府への模倣品対策強化要請」プロジェクトとして活動を開始した。日本企業の被害事例等が多発し、最大の模倣品等供給国となっている中国への官民合同ミッションの実施に向けてプラン(①訪問地域、訪問機関、②相手国・地域の問題点、③具体的要請事項)をゼロから検討し、12月に第1回官民合同訪中ミッションの派遣を実現した。訪問地域は中国中央政府に加え、日本企業の被害事例の多い地方(浙江省、広東省)の政府機関も訪問した。

第3プロジェクト

6月に「情報交換」プロジェクトとして個々の企業・業界で保有されていた模倣品対策の情報・成果の情報整備と共有化を目指して活動を開始した。多様な業種の企業・団体による模倣品等知的財産権侵害対策の情報交換を実施した。

第4プロジェクト

7月に活動を開始し、模倣品・海賊版関係国における問題の根本的な解決のため、IPカルチャーの国際的・包括的・草の根的な醸成に向けた具体策の検討等を行った。人材育成協力事業の現状を集約したほか、WIPO ジャパンフアンド等の政府活動への協力を行うとの方向性を確立した。

～2003年度～

第1プロジェクト

訪中ミッションフォローアップをメインとするプロジェクトへと転換し、第1回官民合同ミッション派遣以降の、特に運用面での改善度、被害状況等について、アンケート調査を実施した。

その結果を受け、日本政府として中国政府へ要望すべき事項を取りまとめた要望書を作成・提出した。また中国政府に対してのWTO/TRM（経過的審査メカニズム）のレビューに際し、日本産業界として中国の制度および罰則・取締等の運用面について、国際基準に照らして問題と思われる改善要望事項を日本政府へ提出した。

また2004年5月の第2回官民合同訪中ミッション派遣のための準備（具体的要望事項の検討等）を行った。

第2プロジェクト

中国以外の国・地域へのミッション派遣のニーズや必要性を検討する「未派遣国・地域に関するミッション派遣」プロジェクトに転換し、中国以外の国・地域へのニーズ把握のためのアンケート調査を実施した。

この結果、台湾・韓国をはじめとしたアジア・中近東諸国・地域などへのミッション派遣、あるいは同ミッションへの参加を望む声は寄せられたものの、具体的な事例をもって効果的な要請を行うための規模ではなかったことから、具体的な検討や活動の実施は見送ることとなった。

第3プロジェクト

参加メンバーの模倣品対策にかかる知見のレベルアップのため、メンバー間の情報交流の促進を目的としたスモールグループによるディスカッションを中心に活動を実施した。プロジェクトメンバーを対象に行ったアンケートの回答を踏まえ、「税関における模倣品の水際取締」、「中国代理人の活用」、「技術流出防止」等のテーマ別意見交換会も開催した。

第4プロジェクト

世界展開催の継続化や 10 カ国を母体とする発明奨励国際フォーラム創設が決定する等 IP カルチャー元年といえる記念の年となった。

また WIPO ジャパンファンド研修「執行コース」カリキュラムへの講師派遣に協力し、途上国取締官とのディスカッションを通じた、良好な相互信頼関係の構築を図った。BSA (Business Software Alliance) と連携し、トーマス・ロバートソン副会長による「アジアにおけるソフトウェアの保護」と題した講義や IIPPF 副座長である発明協会 吉田文毅副会長・理事長による「IP カルチャーの国際的・草の根的・包括的な普及について」の講演が行われた。

2. 協力・要請期 (2004~2007 年度)

〈活動のポイント〉

- 「協力と要請」の理念の確立
- 先進国間協力の推進
- 活動成果の結実開始と新たな課題の発生

～2004 年度～

第1プロジェクト

5月に第2回官民合同訪中ミッションを派遣した。こうした既存のミッション派遣や日本政府への提言・要望等の活動を振り返り、中国における知的財産保護の強化に向けての新たなアプローチを検討した。特に北京・上海等の現地に設置された関連団体 (IPG) と連携し、知的財産保護に関する情報や問題点の共有を図るとともに、現地での取り組みへの支援を行うことなどを検討した。

その結果、IIPPF の活動として官民合同訪中ミッションを派遣することは重要であるとの結論に至り、派遣時期を含め実務レベルとハイレベルに明確に分離したミッションを編成し、かつ要請事項のフォローアップに加え、中国の行政当局の取締強化および再犯防止等のため、「中国関係機関に対する協力・支援活動」を行うことを決定した。

また、先進国間協力にも着手し、6月には米国商工会議所との意見交換を実施した。

第2プロジェクト

中国以外の国・地域における知的財産侵害問題の解決に向けたミッション派遣に関するメンバーのニーズ調査を実施した。

台湾・韓国・インド・タイなどのアジア諸国・地域における被害実態の情報提供やミッションの派遣を望む声は、全体としてはある程度の数が寄せられたものの、ミッションへの参加希望は、各国への具体的な事例をもって効果的な要請を行うための規模としては少数であることから、ミッションの派遣等を検討するためのプロジェクト活動実施は見送られた。

第3プロジェクト

情報交換会を定期的実施し、参加企業等の模倣品対策にかかる知見のレベルアップを図った。業界団体による活動や展示会における活動に焦点をあて、情報共有を促進した。

第4プロジェクト

当面の間、個々のメンバーが行う普及啓発活動に相互協力すること、メンバー間の情報交換を促進することなどの方針の下、人材育成協力活動等を継続的に実施した。

～2005年度～

第1プロジェクト

前年度に検討した方針、すなわち、「協力と要請」の理念にアプローチを変更すること、また、ハイレベルミッションと実務ミッションの役割分担を明確にすることとの方針に基づき活動を実施した。

4月には実務レベルの単独ミッションを派遣するとともに、6月に第3回官民合同ハイレベルミッションを派遣した。

また「中国関係機関に対する協力・支援活動」の実施および効果的なミッション派遣・フォローアップのために、次の5つのWGを編成し活動を実施した。業界団体等とも協力しつつ協力支援活動による実効的な取り組みが開始した。

- ・第1WG：商標権権利集改訂版の作成とセミナー開催
- ・第2WG：商標類否事例集作成とセミナー開催
- ・第3WG：特定技術分野に対する技術説明会開催
- ・第4WG：摘発者リストの作成・提供
- ・第5WG：次期ミッションにおける建議書作成のためのIIPPFメンバーに

対するアンケート調査

以上に加え、前年度からの先進国間協力を積極的に実施した。2006年3月には「模倣品対策に関する日仏共同フォーラム」および「IPR サミット（Global Forum on Intellectual Property Protection and Innovation）」に参加した。

第2プロジェクト

前年度同様に、各国への具体的な事例をもって効果的な要請を行うための規模としては被害数等が少数であることから、ミッションの派遣等を検討するためのプロジェクト活動実施は見送られた。

第3プロジェクト

情報交換会を定期的実施し、参加企業等の模倣品対策にかかる知見のレベルアップを図った。中国から模倣品が流入しているベトナムへの関心が高まっているため、「ベトナムの知財制度における司法・行政機関の運用と実態」等、中国以外の地域についても意見交換を開催した。また「団体によるアジア地域向け反模倣品ポスターの作成」といった業界団体の活動についても情報共有を行った。

第4プロジェクト

第3回官民合同ハイレベルミッションにおいて支援協力プログラムの実施に関する合意がなされたことや、政府が6月に策定した「知的財産保護協力・能力構築支援戦略」や同じく6月の「知的財産推進計画2005」において諸外国政府関係者や民間団体の能力構築・国民啓発強化が盛り込まれたことを受け、人材育成協力活動および普及啓発活動の両面において積極的な活動を行った。

具体的には、人材育成協力活動を継続的に実施するとともに、日本政府が行う一般国民向けの啓発キャンペーンに関して、民間企業の立場からの提案を行った。またIIPPFウェブサイトを活用し、企業から消費者へのメッセージ等の場を提供し、関連情報発信を目的としたコンテンツ形成により、国内外の国民への啓発を行った。

第1プロジェクト

4月に実務レベルミッション、6月に第4回官民合同訪中ミッションを実施した。昨年度からの方針（実務レベルとハイレベルに分けた派遣編成や、「協力と要請」を交渉の基本的スタンスとすること）が軌道に乗った。

第4回官民合同訪中ミッションにおいて中国政府からさまざまな提案を受け、中国政府機関との協力事業が大幅に増加した。このため、プロジェクト内に、エンフォースメントWGとリーガルWGを新設し、訪中ミッションを通じた要請や協力事業の推進と国内外関係機関との活動連携と展開、長期的・継続的な取り組みに焦点を置いた活動を展開した。

具体的には中国の各地方での活動（工商局セミナー、質量局セミナー等）が強化され、海関総署にブラックリストを提供するという取り組みを実施した。また中国国家知識産権局への技術説明会など多くの協力事業を開催した。さらに、商標法改正案および専利法改正案へ意見提出を行い、中国法改正へのインプットを強化した。

また9月には「第3回反模倣・海賊版サミット」（於：ワシントン）に参加するなど、先進諸国関連団体との連携、協力関係強化、世界全体の健全な発展に向けた活動も積極的に進めた。

第2プロジェクト

活動休止中。

第3プロジェクト

参加メンバーの模倣品対策にかかる知見のレベルアップを目的として、個別企業や業界団体の先進的な模倣対策の紹介・情報共有を促進した。またトルコにおける模倣対策についての情報交換や、フランクフルトメッセにおける模倣対策の紹介という新たな試みも実施した。

第4プロジェクト

従来の研修の講義等を中心とした「協力」およびIPカルチャー醸成を目的とした「普及啓発」に加え、消費者層の知財保護意識を高めることが大きな課題であることを再認識し、一般国民などに対する普及啓発活動の推進に焦点をあてた活動を実施した。このため、メンバーの拡充やワーキンググループの設置（「IPカルチャー教室ワーキンググループ」「消費者コンテンツワーキンググループ」といった体制の強化を行った。また小中学生を対象とする青少年向け知財啓発活動（出張！IPカルチャー教室の開催）に貢献した。

～2007 年度～

第1プロジェクト

米国の WTO 提訴の影響で約半年間、中国政府機関との活動が停止したが、中国取締機関（AIC、TSB、海関）との意見交換会、シンポジウム、セミナー等を中心に着実に活動を実施した。

また日米欧三極ラウンドテーブル（東京）の主催や第2回 IPR サミット（ムンバイ）に参加するなど、欧米との連携にも注力した。特に、全米商工会議所、ビジネスヨーロッパが参加した、日米欧三極ラウンドテーブルでは、「模倣品・海賊版拡散防止条約」（ACTA）の支持で一致したほか、模倣品、海賊版、その他知的財産権侵害に対処するため、協力・協調して行動することに合意し、政府間交渉の加速化にも貢献した。

第2プロジェクト

活動を再開し、2008 年2月に会員のニーズの高かったインドへのミッション派遣を実現。インドにおける模倣品・海賊版の実態・関係する法制度・エンフォースメントの状況等をインドの知的財産権関連政府機関および産業団体との協議を通じて明らかにするといった情報収集やインドの関係政府・団体との協力関係の構築を目的に実施した。デリー特許庁、デリー警察、物品税関税中央局、中央捜査局(CBI)、商工省産業政策振興局、法務省等の多様な関係政府機関を訪問し目的達成のために奔走した。この時、インド産業連盟（CII）との今後の協力を合意した。

第3プロジェクト

参加メンバーの模倣品対策にかかる知見のレベルアップを目的として、先進的な取り組みに関する情報共有活動を継続して実施した。

またロシアの模倣品状況紹介や、国内流入防止に向けた東京税関訪問といった新しい活動も実施した。

第4プロジェクト

メンバー相互の横断的なつながりを強化すると共に、より幅広い活動へ発展させるべく、一般国民等に対する知的財産普及啓発活動の推進に向けた活動を強化した。

また特許庁の IPR 研修「IPR トレーナーズコース」やインドミッション派遣との連携も図りつつ「インドにおける知的財産権と経済発展セミナー」への協力等、他のプロジェクトとの連携も強化した。

3. 発展期（2008年度～）

〈活動のポイント〉

- 官民合同訪中ミッションのさらなる飛躍
- 中国地方政府との交流強化
- 中国以外の国についての活動が活発化
- 4つのプロジェクト以外の活動の開始

～2008年度～

第1プロジェクト

ハイレベル、実務レベルの訪中ミッション派遣が強化された。2009年2月に派遣されたハイレベルミッションは、経済産業省 高市早苗副大臣が日本政府代表として参加し、7年ぶりに副大臣が参加した訪中ミッションとなった。実務レベルミッションは、タイムリーかつ絞り込まれたテーマの下での充実した意見交換を行うことを目指し、「コンテンツ海外流通促進機構（CODA）ミッション」、「専利法改正ミッション」、「エンフォースメントミッション」の3つの実務ミッションが派遣された。

また中国に進出している日系企業が中心となり組織されている北京、上海および広州の「IPG」との情報共有および連携についての意見交換会を6回開催し、具体的な連携事業の実施に向けて本格的に活動を開始した。

その他、中国政府機関と日本での意見交換や中国での取締担当官向けセミナー等の中国政府との協力事業も着実に実施した。また日米欧三極連携会合が開催されるなど、欧米との協力活動も継続的に実施した。

第2プロジェクト

当時、中東地域を中心とした模倣品・海賊版の被害が増大しており、具体的には、アラブ首長国連邦(以下 UAE)が中近東、アフリカ、中南米等地域への経由地となっているとの指摘を受け、UAEとサウジアラビアへの初めてのミッション派遣を実現した。UAEではドバイ税関、ドバイ警察、ドバイ経済開発局、UAE経済省、シャルジャ市庁、シャルジャ税関、シャルジャ経済開発局を訪問、サウジアラビア王国では商工業省、財務省（関税局）を訪問した。

また欧米系業界団体「Brand Protection Group（BPG）」と今後の協力を合意した（*2009年6月に協力覚書を締結）。

また2007年度のインドミッションのフォローアップとして、インドの法

律事務所等から講師を迎え、セミナーを東京と大阪で開催するとともに、会員との意見交換会を実施することで、日本企業の知見の定着を実現した。

第3プロジェクト

企業・団体間の情報共有を継続的に促進した。また中国法改正、ACTA、インド模倣品対策マニュアル、実務ミッション政府間活動に関連する情報共有を行った。

第4プロジェクト

継続した活動が重要であるとの認識の下で、①既存研修への協力を通じた人材育成協力活動、②消費者向け啓発活動、③青少年向け知財普及啓発活動（出張！IPカルチャー教室の開催）を実施した。

～2009年度～

第1プロジェクト

「2009年中国知的財産権保護行動計画」において官民合同訪中ミッションを通じて知的財産に関する交流と協力を強化することが明記され、中国における訪中ミッションの認知度が飛躍的に向上した。また12月に派遣した実務ミッションにおいては、ミッションのテーマを「模倣ビジネスが成り立ちにくい環境整備」と明確化することにより、中国政府機関との意見交換を深化させた。

さらに訪中というスタイルだけでなく、日本国内での意見交換を強化し、中国知的財産権交流訪日代表団、江蘇省・広東省質量技術監督局訪日代表団、最高人民検察院訪日代表団等と意見交換を実施した。

第2プロジェクト

メンバー企業を対象にアンケートを実施したところ、アセアン諸国特にタイ、インドネシア、マレーシアに対する関心が高かったことから、2008年度以前に活動を実施した中東およびインドに、新たにアセアンを加えた3地域を対象とし、それぞれのWG（中東WG、インドWG、アセアンWG）を立ち上げて活動を実施した。

<中東WG>

中東WGでは、主にミッションにおいて要請した事項の整理および現地政府

機関の履行状況についてのフォローアップを実施した。そして2010年1月にサウジアラビア（ジェッダ）およびUAE（ドバイ）において真贋判定セミナーを開催し、サウジアラビアおよびUAE向け真贋判定事例集の作成、および関係機関等へ配布を行い、さらにサウジアラビアおよびUAE政府との意見交換を実施した。

<アセアンWG、インドWG>

またアセアンWGおよびインドWGでは、先進的な取り組みを行う企業の事例紹介や法制度に関する勉強会を中心とした基本的な情報収集活動を実施した。またインドネシア（メダン）で初めての真贋判定セミナーを開催した。

第3プロジェクト

テーマに特化した上での情報交流に重点が置かれ、①調査会社情報（上海、広州からも講師を招聘）、②ネット上での模倣品販売への対応、③日本の水際取締（東京税関）について情報交換会を実施した。

第4プロジェクト

既存の活動の継続に加え、新たな手法を導入して、大学等の既存の枠組みと連携し、高等教育の場での講義を実施し、活動の幅を拡大した。

また「2009東京技術・発明展」で、「模倣品海賊撲滅キャンペーン」を開催した。各企業の模倣品対策を紹介したDVDを放映するとともに、IIPPF等の模倣品対策に関するパンフレットを配布した。

また日本国内だけでなく海外での普及啓発も開始し、中国北京市の小学生を対象とした知財普及啓発活動を実施した。北京市内の6つの小学校の4年生計805名が参加し、ジェットロや日系企業3社の活動内容等、日本側の知財保護の取り組みについて紹介した。

～2010年度～

第1プロジェクト

「協力と要請」を基本方針とし、中国へ3回の官民合同ミッションを派遣した。ハイレベルミッション（8月）は、志賀座長就任後初めての派遣であり、政府代表として経済産業省から近藤大臣政務官が参加した。知的財産保護強化に向けた協議と、中国最大の展示会である広州交易会で知財保護に向けたシンポジウム開催や、中国の知財保護制度に関する各種セミナーの日本開催などの協力事業実施が合意された。

また6月に昨年度の実務レベルミッションの建議事項の進展を確認するフォ

ローアップミッション、11月に実務レベルミッションが派遣された。
また、日中政府間知財協議が本格化する中、その枠組みとの連携を実現した。
すなわち、フォローアップミッション時に、経済産業省と中国国家工商行政管理総局との間で実施された第1回日中模倣品事務WGに、一部のメンバーがオブザーバー参加し、実務ミッション時には日中政府間での日中知財WGで取上げられた中国における知財問題の実情や、権利行使時の問題事例を紹介した。その解決について意見交換を実施するなど、日中政府間知財協議と連動した活動を行った。

さらに日本国内の活動として、中国工商行政管理総局訪日団、最高人民法院訪日団、「中国知的財産権保護貢献部門感謝式典(BPA)」で表彰された税関職員の一団等との意見交換を実施した。

第2プロジェクト

2009年度に設置されたWG活動が活発化した。

<中東WG>

幹事に一般社団法人日本自動車工業会を、副幹事に社団法人電子情報技術産業協会を選出し、新体制が整い、活動が活発化した。会合の開催は、2009年度の倍の10回となった。

主にUAEを中心とした知的財産保護に関する現地の法制度及びその運用状況の情報収集を目的とした調査活動を強化した。また9月には来日中のドバイ税関長と交流を行った。

<アセアンWG、インドWG>

現地での真贋判定セミナーを開催した。2年目となるインドネシアに加えて、フィリピン（マニラ）でも開催した。

また日本での知的財産セミナーを開催し、フィリピン、マレーシア、ベトナム、インド、インドネシアについての基礎情報の共有を行った。さらにパブリックコメントに対し積極的に意見を提出し諸外国の法制度充実に寄与した。

第3プロジェクト

冒認商標、不正競争、意匠と体系的にテーマを設定し、情報交換会を開催した。また企業関係者と法律事務所の講師の組み合わせにより、実践的な情報交換会を実現した。

第4プロジェクト

2009年度に開始した新たな活動形態も含め、活動の継続・強化を行った。海外での活動も継続し、中国北京市の小学校において、青少年に対する知財を尊重する意識の醸成、および知的財産権の知識/意識を広めることを目的とした知財保護教育を実施した。また国内においても中央区児童発明くふう展（中央区教育委員会主催）および2010東京技術・発明展（発明協会東京支部主催）において、真正品・模倣品の展示を行うとともに、IIPPF等の模倣品対策に関するパンフレットを配布するなどの普及啓発活動を継続して実施した。

非プロジェクト

<インターネットWG>

インターネットの普及、および輸送インフラの改善等により、インターネット上の取引を通じて、模倣品製造国から第三国への拡散被害が深刻化しており、日本の権利者の間で改善要望が高まっていることから、インターネットWGを新設し、インターネット上の知財侵害対策を強化した。

WGは海外ISPとの意見交換および政府間協議に向けた意見収集の場である「研究会」と本問題に関する情報収集の場となることを目的とした「勉強会」の2部構成とした。

研究会においては中国ISPとの意見交換を3回実施し、中国大手ISPのタオバオの規則の改善等の具体的成果に繋がった。

<ロシアCIS・東欧研究会>

日本企業の関心が高まっているロシア・東欧地域について情報提供・意見交換を行う目的で設立された。

ロシア・ウクライナ模倣品流通実態調査を実施し、被害実態の把握、模倣品を認知していなかった日本企業製品を発見することができた。

また日本の有識者（弁理士）による会合報告のほか、現地弁護士事務所・調査会社との意見交換会を開催し、情報収集を行った。

～2011年度～

第1プロジェクト

中国中央政府との連携を継続しつつ、新たに実際の法執行を担当する地方政府機関との連携を強化するために、日系企業の模倣品被害が最も多い地域の一つである広東省政府に対してミッションを派遣した。広東省政府へは、4

月に志賀座長を団長とし、政府代表として経済産業省から鈴木製造産業局長が参加したハイレベルミッションを派遣した。同ミッションは、共産党広東委員会書記である汪洋書記と会談し、広東省と知的財産保護の協力関係の構築を合意した。その後、7月に企画委員長を団長とするミドルレベルミッションを派遣し、広東省知識産権局と意見交換を実施した。その結果、広東省実務レベルミッションの派遣、広東省法執行担当官の日本招聘、日中企業間交流等、4月のハイレベルミッションにて合意した知財保護の協力の枠組みの具体的内容に合意した。そして当該合意に基づき、広東省実務レベルミッションを12月に派遣し、刑事移送や行政処罰決定書の発行等の法執行の現場において、問題になっている点について広東省政府機関と意見交換を実施した。

また、中央政府への実務ミッション派遣も継続的に実施され、フォローアップミッション（6月）および実務ミッション（11月）において、再犯問題、冒認出願、偽造エアバッグの問題等、中国における知財に関連する問題事例を紹介し、その解決について意見交換を実施した。

第2プロジェクト

<中東 WG>

ドバイ税関での知的財産侵害品の差止めを強化し、各地域への模倣品拡散を防止するための対応（ロビイ活動・調査など）について検討を行った。具体的には、ドバイ税関を中心とした UAE の物流について基本的な情報を理解するため、日本の物流企業のドバイ駐在経験者を招き、現地事情に関する講演等を実施した。

また、2012年2月に来日中のドバイ税関長および知的財産保護および情報・リスク分析の責任者らと交流した。ドバイ税関での知財保護の状況、リスク分析システム、再輸出貨物への対応、ドバイ税関による行政処罰権限など多岐にわたる項目につき、意見交換を行った。また、ドバイ税関における日本の権利者向けの窓口が指定された。

<アセアン WG、インド WG>

インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシアに加え、初めてインドにおいても真贋判定セミナーを開催した。

また、日本においてもインドおよびインドネシアについての知的財産セミナーを開催し、基礎情報の共有を行った。さらに各国法規則等の改正にかかるパブリックコメントに対し積極的に意見を提出し諸外国の法制度充実に寄与した。

<ロシアCIS・東欧研究会>

(*非プロジェクトから第2プロジェクト内WGに変更)

模倣対策マニュアル ロシア編や、ニュースレターの作成などを通じて、ロシアCISおよび東欧地域における知財関連情報を収集した。
また初めてロシアにおいて真贋判定セミナーを開催した。

第3プロジェクト

特許侵害訴訟、実用新案、製品品質法、水際対策と体系的に中国での知的財産保護に関するテーマを設定し、計4回の情報交換会を開催した。
また模倣対策共通DB(データベース)研究会を2012年1月に新設し、各権利者が情報を迅速に共有し、より効率的な模倣品対策を実施するための支援となる「模倣対策共通DB」の構築を検討した。

第4プロジェクト

2010年度と同様の活動方針の下、活動の継続・強化を行った。

非プロジェクト

<インターネットWG>

北京で開催された日中インターネットシンポジウムにおいて、上海IPGとともにタオバオとの間でインターネット上の知的財産保護協力にかかる覚書を締結した。

「研究会」が中国ISPとの意見交換(3回)を実施。この結果、タオバオの規則の改善、タオバオにおける削除申立てシステムの設置、タオバオの自主モニタリングの開始等の具体的成果につながった。

「勉強会」においては、中国におけるISPの責任、日本の権利者のインターネット上の模倣品対策の成功例、タオバオの知財保護をテーマとして設定し、計3回の情報交換会を開催した。

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）会員

団体

映像産業振興協会	日本関税協会 知的財産情報センター
エンジニアリング振興協会	日本機械輸出組合
遠赤外線協会	日本経済団体連合会
カメラ映像機器工業会	日本化粧品工業連合会
軽金属製品協会	日本建設機械工業会
工業所有権情報・研修館	日本国際知的財産保護協会
国際公正取引推進協会	日本ゴム履物協会
コンテンツ海外流通促進機構	日本産業機械工業会
コンピュータソフトウェア著作権協会	日本産業デザイン振興会
情報通信ネットワーク産業協会	日本自動車工業会
食品産業センター	日本自動車タイヤ協会
植物品種保護戦略フォーラム	日本自動車部品協会
全国陶磁器意匠保護協議会	日本自動車部品工業会
全国優良石材店の会	日本ジュエリー協会
全日本ブラシ工業協同組合	日本商工会議所
全日本プラスチック製品工業連合会	日本商標協会
全日本文具協会	日本照明器具工業会
全日本ベッド工業会	日本スポーツ用品工業協会
対日貿易投資交流促進協会	日本製薬工業協会
知的財産研究所	日本石材産業協会
電子情報技術産業協会	日本繊維産業連盟
電池工業会	日本繊維輸出組合
ドアクローザ工業会	日本鍛圧機械工業会
特殊鋼倶楽部	日本知的財産協会
日中経済協会	日本知的財産翻訳協会
日本アミューズメントマシン工業協会	日本鑄造協会
日本印刷産業連合会	日本釣用品工業会
日本映画製作者連盟	日本デザイン事業協同組合
日本衛生設備機器工業会	日本デザイン保護協会
日本オフィス家具協会	日本電機工業会
日本化学繊維協会	日本電気制御機器工業会
日本金型工業会	日本電球工業会
日本鞆協会	日本電熱機工業協同組合
日本玩具協会	日本陶磁器意匠センター
	日本時計協会
	日本農業機械工業会

日本バイオプラスチック協会	NOK
日本船用工業会	NSK マイクロプレシジョン
日本バルブ工業会	荏原製作所
日本ファインセラミックス協会	エフ・シー・シー
日本弗素樹脂工業会	LVJ グループリイ・ヴィトン ジャパン カンパニー
日本分析機器工業会	エルメスジャポン
日本ベアリング工業会	王子製紙
日本弁理士会	オークローンマーケティング
日本縫製機械工業会	オーバル
日本包装機械工業会	オーメケンシ
日本陸用内燃機関協会	岡村製作所
日本流通自主管理協会	沖データ
日本レコード協会	オリンパス
日本ロボット工業会	カシオ計算機
農薬工業会	カナツー
発明協会	キッコーマン
ビジネス機械・情報システム産業協会	キヤノン
ビジネス ソフトウェア アライアンス	キングジム
ユニオン・デ・ファブリカン	銀峯陶器
計 89 団体（五十音順）	金門製作所

企業

アイオン	クラレ
旭化成	グループス
旭硝子	神戸製鋼所
味の素製薬	光洋産業
アステラス製薬	コーセー
アドバンテスト	コーチ・ジャパン合同会社
アネスト岩田	ゴールドウイン
イトーキ	壽
LIXIL	コニカミノルタテクノロジー
インターロック	コベルコ建機
うすい知財コンサルタント	小松製作所
生方製作所	サクラクレパス
SMC	澤藤電機
	サンデン
	三洋電機
	サンリオ

ジーエス・ユアサコーポレーション	東芝ホームアプライアンス
シスメックス	TOTO
資生堂	凸版印刷
シック・ジャパン	東レ
シヤチハタ	トヨタ自動車
シャネル	豊田通商
JUKI	ナイキ
信越化学工業	ナクシス
新光電子	ニコン
新日本製鐵	日産自動車
スズキ	日中知財管理
住友化学	日東電工
住友重機械工業	ニフコ
住友重機械プロセス機器	日本曹達
セイコーエプソン	日本たばこ産業
積水化学工業	日本電気
千住金属工業	日本ドーアチェック製造
ソニー	日本発条
象印マホービン	日本バルカー工業
ダイキン工業	白光
大建工業	パナソニック
高島屋	パナソニック エコソリューションズ社
タカタ	バンダイ
タカラトミー	日立化成工業
武田薬品工業	日立建機
タニタ	日立製作所
タマス	日立ハイテクノロジーズ
中興化成工業	日立プラントテクノロジー
TJM デザイン	日立マクセル
DIC	日立マクセルエナジー
寺西化学工業	ヒロセ電機
テーラーメイドゴルフ	福山ゴム工業
東亜合成	富士ゼロックス
東京エレクトロン	富士通
東京エレクトロン東北	富士通セミコンダクター
東芝	富士通ゼネラル

ブリヂストン
ブリヂストンスポーツ
ブレイベル インコーポレーテッド
文藝春秋
ベイクルーズ
ペガサスマシン製造
ベネッセコーポレーション
ぺんてる
ポッカコーポレーション
本田技研工業
マイクロソフト
マークアイ
ミキモト
ミスミグループ本社
ミズノ
三井・デュポンポリケミカル
ミットヨ
三菱電機
三菱レイヨン
メタウォーター
モリト
ヤクルト本社
山本光学
ヤンマー
湯山製作所
吉田
UL Japan
ユーロスポーツ
ヨネックス
リコー
ルビコン
ワコール
ワールドケミカル
YKK
計 155 社(五十音順)

(2012年7月現在)



国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）

10年の歩み

～模倣品・海外版ゼロの世界を目指して～

国際知的財産保護フォーラム事務局（JETRO）